データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	00987	申告履歴番号	参加差押期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	00988	事業年度番号	参加差押期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	00989	児童_宛名番号	参加差押期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	00990	最新フラグ	参加差押期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	00991	指定都市_行政区等コード	参加差押期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	00992	宛名番号	参加差押期別情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	00993	被保険者番号	参加差押期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	00994	申告区分	参加差押期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03700984が07の場合	◎
037	00995	事業年度開始日	参加差押期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03700984が07の場合	◎
037	00996	事業年度終了日	参加差押期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03700984が07の場合	◎
037	00997	納期限	参加差押期別情報			DATE	10			必須	各期別における納期限		◎
037	00998	処分金額_本税（料）	参加差押期別情報			9	11			必須	該当の期別において滞納処分等を行った本税（料）の処分金額		◎
037	00999	処分金額_延滞金	参加差押期別情報			9	8			必須	該当の期別において滞納処分等を行った確定延滞金処分金額		◎
037	01000	処分金額_督促手数料	参加差押期別情報			9	8			任意	該当の期別において滞納処分等を行った督促手数料処分金額		◎
037	01001	処分金額_法人住民税内訳_均等割額	参加差押期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分等を行った法人住民税均等割額（本税調定額の内訳）に対する処分金額		◎
037	01002	処分金額_法人住民税内訳_法人税割額	参加差押期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分等を行った法人税割額（本税調定額の内訳）に対する収入額		◎
037	01003	削除フラグ	参加差押期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01004	操作者ID	参加差押期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01005	操作年月日	参加差押期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01006	操作時刻	参加差押期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01007	市区町村コード	交付要求（交付破産）管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01008	処分コード	交付要求（交付破産）管理	○	○	X	2	026		必須	処分の分類を示すコード		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01009	交付要求（交付破産）_滞納処分管理番号	交付要求（交付破産）管理	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01010	宛名番号	交付要求（交付破産）管理	○	○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01011	最新フラグ	交付要求（交付破産）管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01012	指定都市_行政区等コード	交付要求（交付破産）管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01013	破産管財人_利害関係者番号	交付要求（交付破産）管理		○	X	20			任意	破産管財人の利害関係者番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01014	執行機関_利害関係者番号	交付要求（交付破産）管理		○	X	20			任意	執行機関の利害関係者番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01015	交付要求執行機関_利害関係者番号	交付要求（交付破産）管理		○	X	20			任意	交付要求の執行機関を一意に識別する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01016	交付要求発送年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	交付要求処分に係る書類の発送年月日		◎
037	01018	破産手続開始決定日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	破産事件の場合、破産手続開始日		◎
037	01019	先行差押年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	先行差押の年月日		◎
037	01020	破産手続解除年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	破産が解除された年月日		◎
037	01021	交付要求起案年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			必須	自治体内で交付要求処分を行う起案が発生した日付		◎
037	01022	交付要求種類	交付要求（交付破産）管理			X	1	027		任意	交付要求の種類		◎
037	01023	事件番号	交付要求（交付破産）管理			N	50			任意	執行機関（裁判所）が受け付けた事件を一意に識別する番号		◎
037	01024	交付要求年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	交付要求を実施した年月日		◎
037	01025	交付要求決議年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	自治体内で交付要求処分を決議した日付		◎
037	01536	交付要求到達年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	交付要求処分に係る書類が受領された日（到達した日）、あるいは手交した日など		◎
037	01026	交付要求解除起案年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	自治体内で交付要求処分を解除する起案が発生した日付		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01027	交付要求解除決議年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	自治体内で交付要求処分の解除を決議した日付		◎
037	01028	交付要求解除（終了）年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	交付要求を解除（終了）した日付		◎
037	01029	交付要求完了年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			任意	交付要求が完了した年月日		◎
037	01583	交付要求財産区分	交付要求（交付破産）管理			X	3	025		必須	交付要求財産の種類		◎
037	01030	交付要求解除（終了）理由	交付要求（交付破産）管理			X	2	031		任意	交付要求処分を解除（終了）した理由		◎
037	01031	処分備考	交付要求（交付破産）管理			N	2000			任意	処分に対する備考		◎
037	01032	削除フラグ	交付要求（交付破産）管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01033	操作者ID	交付要求（交付破産）管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01034	操作年月日	交付要求（交付破産）管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01035	操作時刻	交付要求（交付破産）管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01036	市区町村コード	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01593	合併前_市区町村コード	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01037	交付要求（交付破産）管理番号	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01038	賦課年度	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01039	相当年度	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01040	通知書番号	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01041	業務詳細（科目）コード	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01042	特別徴収義務者指定番号	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01043	期別	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01044	申告履歴番号	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01045	事業年度番号	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01046	児童_宛名番号	交付要求（交付破産）期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01047	最新フラグ	交付要求（交付破産）期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01048	指定都市_行政区等コード	交付要求（交付破産）期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01049	宛名番号	交付要求（交付破産）期別情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01050	被保険者番号	交付要求（交付破産）期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01537	債権種別区分	交付要求（交付破産）期別情報			X	2	030		任意	債権種別の区分		◎
037	01051	申告区分	交付要求（交付破産）期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701041が07の場合	◎
037	01052	事業年度開始日	交付要求（交付破産）期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701041が07の場合	◎
037	01053	事業年度終了日	交付要求（交付破産）期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701041が07の場合	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01054	納期限	交付要求（交付破産）期別情報			DATE	10			必須	各期別における納期限		◎
037	01055	処分金額_本税（料）	交付要求（交付破産）期別情報			9	11			必須	該当の期別において滞納処分等を行った本税（料）の処分金額		◎
037	01056	処分金額_延滞金	交付要求（交付破産）期別情報			9	8			必須	該当の期別において滞納処分等を行った確定延滞金処分金額		◎
037	01057	処分金額_督促手数料	交付要求（交付破産）期別情報			9	8			任意	該当の期別において滞納処分等を行った督促手数料処分金額		◎
037	01058	処分金額_法人住民税内訳_均等割額	交付要求（交付破産）期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分等を行った法人住民税均等割額（本税調定額の内訳）に対する処分金額		◎
037	01059	処分金額_法人住民税内訳_法人税割額	交付要求（交付破産）期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分等を行った法人税割額（本税調定額の内訳）に対する収入額		◎
037	01060	削除フラグ	交付要求（交付破産）期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01061	操作者ID	交付要求（交付破産）期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01062	操作年月日	交付要求（交付破産）期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01063	操作時刻	交付要求（交付破産）期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01064	市区町村コード	配当計算管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01065	処分コード	配当計算管理	○	○	X	2	026		必須	処分の分類を示すコード		◎
037	01066	配当情報管理番号	配当計算管理	○	○	X	20			必須	自治体内で配当情報を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01067	宛名番号	配当計算管理	○		X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01068	最新フラグ	配当計算管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01069	指定都市_行政区等コード	配当計算管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01070	債権現在額	配当計算管理			9	11			必須	債権現在額		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01071	他機関の債権額	配当計算管理			9	11			必須	他機関の債権額		◎
037	01072	残余金	配当計算管理			9	11			必須	残余金		◎
037	01073	配当時の延滞金額	配当計算管理			9	8			必須	配当時の延滞金額		◎
037	01074	延滞金計算年月日	配当計算管理			DATE	10			必須	延滞金の計算年月日		◎
037	01075	受入額	配当計算管理			9	11			必須	換価等で取り立てた金額		◎
037	01076	滞納処分費	配当計算管理			9	11			必須	滞納処分の処分費		◎
037	01077	残余金交付	配当計算管理			N	300			任意	残余金の交付先　〇〇へ交付		◎
037	01078	交付期日	配当計算管理			DATE	10			任意	残余金の交付期日		◎
037	01079	交付時刻	配当計算管理			TIME	8			任意	残余金の交付時刻		◎
037	01080	交付場所	配当計算管理			N	300			任意	残余金の交付場所　〇〇課、口座に振り込み等		◎
037	01081	備考	配当計算管理			N	2000			任意	画面備考		◎
037	01082	削除フラグ	配当計算管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01083	操作者ID	配当計算管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01084	操作年月日	配当計算管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01085	操作時刻	配当計算管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01086	市区町村コード	配当財産管理	〇	〇	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01087	配当情報管理番号	配当財産管理	〇	〇	X	20			必須	自治体内で配当情報を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01088	財産情報管理番号	配当財産管理	〇	〇	X	20			必須	自治体内で財産情報を一意に管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01089	最新フラグ	配当財産管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01090	指定都市_行政区等コード	配当財産管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01091	削除フラグ	配当財産管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01092	操作者ID	配当財産管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01093	操作年月日	配当財産管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01094	操作時刻	配当財産管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01095	市区町村コード	配当利害関係者管理	〇	〇	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01096	処分コード	配当利害関係者管理	○	○	X	2	026		必須	処分の分類を示すコード		◎
037	01097	財産情報管理番号	配当利害関係者管理	○	○	X	20			必須	自治体内で財産情報を一意に管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01098	利害関係者番号	配当利害関係者管理	○	○	X	20			必須	配当財産に紐づく利害関係者の利害関係者番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01099	最新フラグ	配当利害関係者管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01100	指定都市_行政区等コード	配当利害関係者管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01101	配当順位	配当利害関係者管理			9	2			必須	配当順位		◎
037	01102	債権額	配当利害関係者管理			9	11			必須	配当財産の債権額		◎
037	01103	配当額	配当利害関係者管理			9	11			必須	配当の金額		◎
037	01104	削除フラグ	配当利害関係者管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01105	操作者ID	配当利害関係者管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01106	操作年月日	配当利害関係者管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01107	操作時刻	配当利害関係者管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01108	市区町村コード	充当管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01109	充当管理番号	充当管理	○	○	X	20			必須	自治体内で充当を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01110	宛名番号	充当管理	○	○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01111	最新フラグ	充当管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01112	指定都市_行政区等コード	充当管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01538	充当日（予定日）	充当管理			DATE	10			任意	充当年月日（もしくは予定日）		◎
037	01113	充当入力年月日	充当管理			DATE	10			必須	充当入力年月日		◎
037	01114	充当決議年月日	充当管理			DATE	10			任意	充当決議年月日		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01115	通知年月日	充当管理			DATE	10			必須	充当通知年月日		◎
037	01539	充当理由	充当管理			X	3	999		必須	充当処理事由	各自治体固有のコード利用を想定	◎
037	01116	処分備考	充当管理			N	2000			任意	処分に対する備考		◎
037	01117	削除フラグ	充当管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01118	操作者ID	充当管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01119	操作年月日	充当管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01120	操作時刻	充当管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01121	市区町村コード	充当明細管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01594	合併前_市区町村コード	充当明細管理	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01122	処分コード	充当明細管理	○	○	X	2	026		必須	処分の分類を示すコード		◎
037	01123	充当管理番号	充当明細管理	○	○	X	20			必須	自治体内で充当を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01124	賦課年度	充当明細管理	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01125	相当年度	充当明細管理	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01126	通知書番号	充当明細管理	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01127	業務詳細（科目）コード	充当明細管理	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01128	特別徴収義務者指定番号	充当明細管理	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01129	期別	充当明細管理	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01130	申告履歴番号	充当明細管理	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01131	事業年度番号	充当明細管理	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01132	児童_宛名番号	充当明細管理	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01133	最新フラグ	充当明細管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01134	指定都市_行政区等コード	充当明細管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01135	宛名番号	充当明細管理		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01136	被保険者番号	充当明細管理		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01137	申告区分	充当明細管理			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701127が07の場合	◎
037	01138	事業年度開始日	充当明細管理			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701127が07の場合	◎
037	01139	事業年度終了日	充当明細管理			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701127が07の場合	◎
037	01140	延滞金計算年月日	充当明細管理			DATE	10			任意	延滞金計算年月日		◎
037	01141	充当額_本税（料）	充当明細管理			9	11			必須	本税（料）分に充当する金額		◎
037	01142	充当額_延滞金	充当明細管理			9	8			必須	延滞金分に充当する金額		◎
037	01143	充当額_督促手数料	充当明細管理			9	8			任意	督促手数料分に充当する金額		◎
037	01144	充当額_法人住民税内訳_均等割額	充当明細管理			9	11			条件付き必須	法人住民税均等割額（本税調定額の内訳）に対する充当金額	※※03701127が07の場合	◎
037	01145	充当額_法人住民税内訳_法人税割額	充当明細管理			9	11			条件付き必須	法人税割額（本税調定額の内訳）に対する充当金額	※※03701127が07の場合	◎
037	01540	滞納処分費への充当有無	充当明細管理			X	1			必須	滞納処分費への充当有無を示す区分（0：無、1：有）	滞納処分費へ充当する場合、「有」とする	◎
037	01541	充当額_滞納処分費	充当明細管理			9	8			条件付き必須	滞納処分費へ充当した額	※※03701540が1の場合	◎
037	01146	削除フラグ	充当明細管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01147	操作者ID	充当明細管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01148	操作年月日	充当明細管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01149	操作時刻	充当明細管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01150	市区町村コード	繰上徴収管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01151	処分コード	繰上徴収管理	○	○	X	2	026		必須	処分の分類を示すコード		◎
037	01152	繰上徴収管理番号	繰上徴収管理	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01153	宛名番号	繰上徴収管理	○	○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01154	最新フラグ	繰上徴収管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01155	指定都市_行政区等コード	繰上徴収管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01156	繰上徴収起案年月日	繰上徴収管理			DATE	10			必須	自治体内で繰上徴収を行う起案が発生した日付		◎
037	01157	繰上徴収決議年月日	繰上徴収管理			DATE	10			任意	自治体内で繰上徴収を決議した日付		◎
037	01158	繰上徴収取消起案年月日	繰上徴収管理			DATE	10			任意	自治体内で繰上徴収の取消を起案した日付		◎
037	01159	繰上徴収取消年月日	繰上徴収管理			DATE	10			任意	自治体内で繰上徴収の取消を決議した日付		◎
037	01160	繰上徴収取消理由	繰上徴収管理			X	2	032		任意	繰上徴収を取消した理由		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01161	繰上徴収後_納期限	繰上徴収管理			DATE	10			任意	繰上徴収後に変更された納期限		◎
037	01162	繰上徴収後_納期限_時刻	繰上徴収管理			TIME	8			任意	繰上徴収後の変更納期限時刻		◎
037	01163	繰上徴収理由	繰上徴収管理			X	2	033		任意	繰上徴収を行う理由を判別するための区分		◎
037	01164	処分備考	繰上徴収管理			N	2000			任意	処分に対する備考		◎
037	01165	削除フラグ	繰上徴収管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01166	操作者ID	繰上徴収管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01167	操作年月日	繰上徴収管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01168	操作時刻	繰上徴収管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01169	市区町村コード	繰上徴収期別情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01595	合併前_市区町村コード	繰上徴収期別情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01170	繰上徴収管理番号	繰上徴収期別情報	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01171	賦課年度	繰上徴収期別情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01172	相当年度	繰上徴収期別情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01173	通知書番号	繰上徴収期別情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01174	業務詳細（科目）コード	繰上徴収期別情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01175	特別徴収義務者指定番号	繰上徴収期別情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01176	期別	繰上徴収期別情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01177	申告履歴番号	繰上徴収期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01178	事業年度番号	繰上徴収期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01179	児童_宛名番号	繰上徴収期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01180	最新フラグ	繰上徴収期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01181	指定都市_行政区等コード	繰上徴収期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01182	宛名番号	繰上徴収期別情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01183	被保険者番号	繰上徴収期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01184	申告区分	繰上徴収期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701174が07の場合	◎
037	01185	事業年度開始日	繰上徴収期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701174が07の場合	◎
037	01186	事業年度終了日	繰上徴収期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701174が07の場合	◎
037	01187	納期限	繰上徴収期別情報			DATE	10			必須	各期別における納期限		◎
037	01188	処分金額_本税（料）	繰上徴収期別情報			9	11			必須	該当の期別において滞納処分等を行った本税（料）の処分金額		◎
037	01189	処分金額_延滞金	繰上徴収期別情報			9	8			必須	該当の期別において滞納処分等を行った確定延滞金処分金額		◎
037	01190	処分金額_督促手数料	繰上徴収期別情報			9	8			任意	該当の期別において滞納処分等を行った督促手数料処分金額		◎
037	01191	処分金額_法人住民税内訳_均等割額	繰上徴収期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分等を行った法人住民税均等割額（本税調定額の内訳）に対する処分金額		◎
037	01192	処分金額_法人住民税内訳_法人税割額	繰上徴収期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分等を行った法人税割額（本税調定額の内訳）に対する収入額		◎
037	01193	削除フラグ	繰上徴収期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01194	操作者ID	繰上徴収期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01195	操作年月日	繰上徴収期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01196	操作時刻	繰上徴収期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01197	市区町村コード	捜索情報管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01198	処分コード	捜索情報管理	○	○	X	2	026		必須	処分の分類を示すコード		◎
037	01199	宛名番号	捜索情報管理	○	○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01200	捜索_滞納処分管理番号	捜索情報管理	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01201	最新フラグ	捜索情報管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01202	指定都市_行政区等コード	捜索情報管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01203	捜索実施年月日	捜索情報管理			DATE	10			必須	捜索を行った年月日		◎
037	01204	捜索情報	捜索情報管理			N	2000			必須	調査結果の内容（自由記述）		◎
037	01205	削除フラグ	捜索情報管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01206	操作者ID	捜索情報管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01207	操作年月日	捜索情報管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01208	操作時刻	捜索情報管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01209	市区町村コード	捜索期別情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01210	捜索_滞納処分管理番号	捜索期別情報	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01211	賦課年度	捜索期別情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01212	相当年度	捜索期別情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01213	通知書番号	捜索期別情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01214	業務詳細（科目）コード	捜索期別情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01215	特別徴収義務者指定番号	捜索期別情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01216	期別	捜索期別情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01217	申告履歴番号	捜索期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01218	事業年度番号	捜索期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01219	児童_宛名番号	捜索期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01220	最新フラグ	捜索期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01221	指定都市_行政区等コード	捜索期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01222	宛名番号	捜索期別情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01223	被保険者番号	捜索期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01224	申告区分	捜索期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701214が07の場合	◎
037	01225	事業年度開始日	捜索期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701214が07の場合	◎
037	01226	事業年度終了日	捜索期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701214が07の場合	◎
037	01227	調定額_本税（料）	捜索期別情報			9	11			任意	徴収の期に対応する本税（料）調定額		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01228	調定額_督促手数料	捜索期別情報			9	8			任意	徴収の期に対応する督促手数料（督促手数料がある場合、必須）		◎
037	01229	調定額_確定延滞金	捜索期別情報			9	8			任意	徴収の期に対応する確定延滞金（確定延滞金がある場合、必須）		◎
037	01230	調定額_法人住民税内訳_均等割額	捜索期別情報			9	11			任意	徴収の期に対応する均等割額（本税調定額の内訳）		◎
037	01231	調定額_法人住民税内訳_法人税割額	捜索期別情報			9	11			任意	徴収の期に対応する法人税割額（本税調定額の内訳）		◎
037	01232	削除フラグ	捜索期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01233	操作者ID	捜索期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01234	操作年月日	捜索期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01235	操作時刻	捜索期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01236	市区町村コード	利害関係者情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01237	利害関係者番号	利害関係者情報	○	○	X	20			必須	利害関係者を一意に識別する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01238	最新フラグ	利害関係者情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01239	指定都市_行政区等コード	利害関係者情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01240	住所（所在）_郵便番号	利害関係者情報			X	7			任意	利害関係者の住所における郵便番号	標準化後に登録されたデータの場合は、出力すること	◎
037	01241	住所（所在）	利害関係者情報			N	300			任意	住所（所在）	標準化前において住所をコード管理していない場合に設定	◎
037	01242	住所（所在）_市区町村コード	利害関係者情報			X	6			任意	住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別できるコード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・標準化後に登録されたデータの場合は、出力すること	◎
037	01243	住所（所在）_町字コード	利害関係者情報			X	7			任意	住所（町字）を一意に識別できるコード	・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること	◎
037	01244	住所（所在）_都道府県	利害関係者情報			N	4			任意	利害関係者の住所における都道府県	標準化後に登録されたデータの場合は、出力すること	◎
037	01245	住所（所在）_市区郡町村名	利害関係者情報			N	12			任意	利害関係者の住所における市区郡町村名	標準化後に登録されたデータの場合は、出力すること	◎
037	01246	住所（所在）_町字	利害関係者情報			N	120			任意	利害関係者の住所における町字（丁目を含む）	標準化後に登録されたデータかつ住所（所在）に町字が存在する場合は、出力すること	◎
037	01247	住所（所在）_番地号表記	利害関係者情報			N	50			任意	利害関係者の住所における番地号の日本語を含む表記	標準化後に登録されたデータかつ住所（所在）に番地号が存在する場合は、出力すること	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01248	住所（所在）_方書	利害関係者情報			N	300			任意	利害関係者の住所における方書	標準化後に登録されたデータかつ住所（所在）に方書が存在する場合は、出力すること	◎
037	01249	氏名（名称）	利害関係者情報			N	100			必須	利害関係者の氏名又は名称	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる	◎
037	01250	氏名（名称）_フリガナ	利害関係者情報			N	100			任意	利害関係者の氏名又は名称のフリガナ	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる	◎
037	01251	関係者区分	利害関係者情報			X	1	034		必須	該当利害関係者の種類を判別するための区分		◎
037	01252	担当部署	利害関係者情報			N	300			任意	担当部署名		◎
037	01253	電話番号	利害関係者情報			X	15			任意	利害関係者の電話番号		◎
037	01254	削除フラグ	利害関係者情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01255	操作者ID	利害関係者情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01256	操作年月日	利害関係者情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01257	操作時刻	利害関係者情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01258	市区町村コード	公売管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01259	公売財産管理番号	公売管理	○	○	X	20			必須	公売財産を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01260	財産情報管理番号	公売管理	○	○	X	20			必須	自治体内で財産情報を一意に管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01261	最新フラグ	公売管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01262	指定都市_行政区等コード	公売管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01542	売却区分番号	公売管理			N	20			必須	売却区分番号		◎
037	01543	滞納処分費	公売管理			9	11			任意	公売に係る滞納処分の処分費		◎
037	01544	公売公告日	公売管理			DATE	10			任意	公売公告日		◎
037	01263	公売期間開始年月日	公売管理			DATE	10			必須	公売を開始する年月日		◎
037	01545	公売開始時刻	公売管理			TIME	8			任意	公売開始時刻		◎
037	01264	公売期間終了年月日	公売管理			DATE	10			必須	公売を終了する年月日		◎
037	01546	公売終了時刻	公売管理			TIME	8			任意	公売終了時刻		◎
037	01547	公売入場時間_自	公売管理			TIME	8			任意	公売入場開始の時間		◎
037	01548	公売入場時間_至	公売管理			TIME	8			任意	公売入場終了の時間		◎
037	01549	公売参加申込開始日	公売管理			DATE	10			任意	公売参加申込開始日		◎
037	01550	公売参加申込開始時刻	公売管理			TIME	8			任意	公売参加申込開始時刻		◎
037	01551	公売参加申込終了日	公売管理			DATE	10			任意	公売参加申込終了日		◎
037	01552	公売参加申込終了時刻	公売管理			TIME	8			任意	公売参加申込終了時刻		◎
037	01553	公売参加申込場所	公売管理			N	300			任意	公売参加申込場所		◎
037	01554	入札場所	公売管理			N	300			必須	入札の場所		◎
037	01265	開札年月日	公売管理			DATE	10			必須	開札する年月日		◎
037	01555	開札時刻	公売管理			TIME	8			任意	開札時刻		◎
037	01556	開札場所	公売管理			N	300			必須	開札の場所		◎
037	01268	公売保証金納付期間開始年月日	公売管理			DATE	10			必須	公売保証金の納付期間の開始年月日		◎
037	01269	公売保証金納付期間終了年月日	公売管理			DATE	10			必須	公売保証金の納付期間の終了年月日		◎
037	01557	公売保証金納付時刻_自	公売管理			TIME	8			任意	公売保証金納付の開始時刻		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01558	公売保証金納付時刻_至	公売管理			TIME	8			任意	公売保証金納付の終了時刻		◎
037	01559	公売保証金納付場所	公売管理			N	300			任意	公売保証金納付場所		◎
037	01560	公売保証金額	公売管理			9	11			必須	公売保証金の額		◎
037	01270	対象財産	公売管理			N	300			必須	公売の対象の財産		◎
037	01271	公売価額	公売管理			9	11			必須	公売の見積価額		◎
037	01272	公売方法	公売管理			N	300			必須	公売の方法		◎
037	01274	買受人_氏名（名称）	公売管理			N	100			任意	買受人の氏名	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる	◎
037	01561	最高価申込者_売却決定年月日	公売管理			DATE	10			条件付き必須	最高価申込者の売却決定した年月日	※※03701277が1の場合	◎
037	01562	最高価申込者_売却決定時刻	公売管理			TIME	8			条件付き必須	最高価申込者の売却時刻	※※03701277が1の場合	◎
037	01563	最高価申込者_買受代金納付期限	公売管理			DATE	10			条件付き必須	最高価申込者の買受代金の納付期限の年月日	※※03701277が1の場合	◎
037	01564	次順買受申込者_売却決定年月日	公売管理			DATE	10			任意	次順買受申込者の売却決定した年月日		◎
037	01565	次順買受申込者_売却決定時刻	公売管理			TIME	8			任意	次順買受申込者の売却時刻		◎
037	01566	次順買受申込者_買受代金納付期限	公売管理			DATE	10			任意	次順買受申込者の買受代金の納付期限の年月日		◎
037	01567	落札金額	公売管理			9	11			任意	公売の落札金額		◎
037	01277	入札者有無	公売管理			X	1			必須	公売の入札者の有無を判別するための区分（0：無、1：有）	入札者が有りの場合、「有」とする	◎
037	01278	入札取消年月日	公売管理			DATE	10			任意	入札の取消年月日		◎
037	01279	公売財産区分	公売管理			X	3	025		任意	公売対象の財産の区分		◎
037	01280	公売財産詳細	公売管理			N	2000			任意	公売対象の財産の詳細		◎
037	01281	削除フラグ	公売管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01282	操作者ID	公売管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01283	操作年月日	公売管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01284	操作時刻	公売管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01285	市区町村コード	滞納処分の停止管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01286	滞納処分の停止管理番号	滞納処分の停止管理	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分の停止を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01287	宛名番号	滞納処分の停止管理	○	○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01288	最新フラグ	滞納処分の停止管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01289	指定都市_行政区等コード	滞納処分の停止管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01290	起案年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			必須	自治体内で滞納処分の停止を行う起案が発生した日付		◎
037	01291	決裁年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			任意	自治体内で滞納処分の停止を決議した日付		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01292	滞納処分の停止年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			必須	滞納処分の停止を行った年月日		◎
037	01293	滞納処分の停止種類	滞納処分の停止管理			X	2	035		必須	滞納処分の停止種類（無財産、生活困窮、所在不明、即時消滅）		◎
037	01294	滞納処分の停止理由	滞納処分の停止管理			N	2000			必須	滞納処分の停止を行う理由		◎
037	01295	取消起案年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			任意	自治体内で滞納処分の停止の取り消しを行う起案が発生した日付		◎
037	01296	取消決議年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			任意	自治体内で滞納処分の停止の取り消しを決議した日付		◎
037	01297	滞納処分の停止取消年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			任意	自治体内で滞納処分の停止を取り消した日付		◎
037	01298	滞納処分の停止取消理由	滞納処分の停止管理			X	2	036		任意	滞納処分の停止を取り消した理由を判別するための区分		◎
037	01299	処分備考	滞納処分の停止管理			N	2000			任意	処分に対する備考		◎
037	01300	削除フラグ	滞納処分の停止管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01301	操作者ID	滞納処分の停止管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01302	操作年月日	滞納処分の停止管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01303	操作時刻	滞納処分の停止管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01304	市区町村コード	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01596	合併前_市区町村コード	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01305	滞納処分の停止管理番号	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01306	賦課年度	滞納処分の停止期別情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01307	相当年度	滞納処分の停止期別情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01308	通知書番号	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01309	業務詳細（科目）コード	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01310	特別徴収義務者指定番号	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01311	期別	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01312	申告履歴番号	滞納処分の停止期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01313	事業年度番号	滞納処分の停止期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01314	児童_宛名番号	滞納処分の停止期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01315	最新フラグ	滞納処分の停止期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01316	指定都市_行政区等コード	滞納処分の停止期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01317	宛名番号	滞納処分の停止期別情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01318	被保険者番号	滞納処分の停止期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01319	申告区分	滞納処分の停止期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701309が07の場合	◎
037	01320	事業年度開始日	滞納処分の停止期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701309が07の場合	◎
037	01321	事業年度終了日	滞納処分の停止期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701309が07の場合	◎
037	01322	納期限	滞納処分の停止期別情報			DATE	10			必須	各期別における納期限		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01323	滞納処分の停止金額_本税（料）	滞納処分の停止期別情報			9	11			必須	該当の期別において滞納処分の停止等を行った本税（料）の処分金額		◎
037	01324	滞納処分の停止金額_延滞金	滞納処分の停止期別情報			9	8			必須	該当の期別において滞納処分の停止等を行った確定延滞金処分金額		◎
037	01325	滞納処分の停止金額_督促手数料	滞納処分の停止期別情報			9	8			任意	該当の期別において滞納処分の停止等を行った督促手数料処分金額		◎
037	01326	滞納処分の停止金額_法人住民税内訳_均等割額	滞納処分の停止期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分の停止等を行った法人住民税均等割額（本税調定額の内訳）に対する処分金額		◎
037	01327	滞納処分の停止金額_法人住民税内訳_法人税割額	滞納処分の停止期別情報			9	11			任意	該当の期別において滞納処分の停止等を行った法人税割額（本税調定額の内訳）に対する収入額		◎
037	01328	削除フラグ	滞納処分の停止期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01329	操作者ID	滞納処分の停止期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01330	操作年月日	滞納処分の停止期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01331	操作時刻	滞納処分の停止期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01332	市区町村コード	滞納処分の停止調査情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01333	滞納処分の停止管理番号	滞納処分の停止調査情報	○	○	X	20			必須	自治体内で滞納処分の停止を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01334	調査履歴番号	滞納処分の停止調査情報	○		9	8			必須	滞納処分の停止に関する調査内容の履歴番号	古いものから昇順でカウントアップ	◎
037	01335	最新フラグ	滞納処分の停止調査情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01336	指定都市_行政区等コード	滞納処分の停止調査情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01337	入力年月日	滞納処分の停止調査情報			DATE	10			必須	調査データを登録した日付		◎
037	01338	調査情報	滞納処分の停止調査情報			N	2000			必須	滞納処分の停止に関する調査内容（自由記述）		◎
037	01339	削除フラグ	滞納処分の停止調査情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01340	操作者ID	滞納処分の停止調査情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01341	操作年月日	滞納処分の停止調査情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01342	操作時刻	滞納処分の停止調査情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01343	市区町村コード	時効管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01597	合併前_市区町村コード	時効管理	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01344	賦課年度	時効管理	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01345	相当年度	時効管理	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01346	通知書番号	時効管理	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01347	業務詳細（科目）コード	時効管理	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01348	特別徴収義務者指定番号	時効管理	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01349	期別	時効管理	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01350	申告履歴番号	時効管理	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01351	事業年度番号	時効管理	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01352	児童_宛名番号	時効管理	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01353	最新フラグ	時効管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01354	指定都市_行政区等コード	時効管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01355	宛名番号	時効管理		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01356	被保険者番号	時効管理		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01357	申告区分	時効管理			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701347が07の場合	◎
037	01358	事業年度開始日	時効管理			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701347が07の場合	◎
037	01359	事業年度終了日	時効管理			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701347が07の場合	◎
037	01568	2年時効完成年月日	時効管理			DATE	10			任意	2年時効の完成年月日	完成猶予中以外の場合は、出力すること	◎
037	01360	5年時効完成年月日	時効管理			DATE	10			任意	5年時効の完成年月日	完成猶予中以外の場合は、出力すること	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01361	滞納処分の停止納税義務消滅日	時効管理			DATE	10			任意	滞納処分の停止納税義務消滅日	滞納処分の停止中の場合は、出力すること	◎
037	01362	催告延長期限年月日	時効管理			DATE	10			任意	催告延長期限年月日	催告に伴う完成猶予中の場合は、出力すること	◎
037	01363	削除フラグ	時効管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01364	操作者ID	時効管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01365	操作年月日	時効管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01366	操作時刻	時効管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01367	市区町村コード	時効詳細情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01598	合併前_市区町村コード	時効詳細情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01368	賦課年度	時効詳細情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01369	相当年度	時効詳細情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01370	通知書番号	時効詳細情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01371	業務詳細（科目）コード	時効詳細情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01372	特別徴収義務者指定番号	時効詳細情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01373	期別	時効詳細情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01374	申告履歴番号	時効詳細情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01375	事業年度番号	時効詳細情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01376	児童_宛名番号	時効詳細情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01377	時効管理履歴番号	時効詳細情報	○		9	8			必須	時効管理の履歴番号	古いものから昇順でカウントアップ	◎
037	01378	最新フラグ	時効詳細情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01379	指定都市_行政区等コード	時効詳細情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01569	滞納処分管理番号	時効詳細情報		○	X	20			必須	自治体内で滞納処分を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01382	時効更新・完成猶予区分	時効詳細情報			X	1			必須	時効の更新・完成猶予に該当するか判別するための区分（0：非該当、1：該当）	時効の更新・完成猶予が適用されている場合、「有」とする	◎
037	01383	時効の更新・完成猶予理由	時効詳細情報			X	2	043		条件付き必須	時効の更新・完成猶予を行う理由を示す区分	※※03701382が1の場合	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01584	時効更新年月日	時効詳細情報			DATE	10			任意	時効の更新年月日	時効の更新の場合は、出力すること	◎
037	01585	時効完成猶予開始年月日	時効詳細情報			DATE	10			任意	時効の完成猶予の開始年月日	時効の完成猶予の場合は、出力すること	◎
037	01586	時効完成猶予終了年月日	時効詳細情報			DATE	10			任意	時効の完成猶予の終了年月日		◎
037	01386	削除フラグ	時効詳細情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01387	操作者ID	時効詳細情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01388	操作年月日	時効詳細情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01389	操作時刻	時効詳細情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01390	市区町村コード	不納欠損期別情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01599	合併前_市区町村コード	不納欠損期別情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01391	賦課年度	不納欠損期別情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01392	相当年度	不納欠損期別情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01393	通知書番号	不納欠損期別情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01394	業務詳細（科目）コード	不納欠損期別情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01395	特別徴収義務者指定番号	不納欠損期別情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01396	期別	不納欠損期別情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01397	申告履歴番号	不納欠損期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01398	事業年度番号	不納欠損期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01399	児童_宛名番号	不納欠損期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01400	宛名番号	不納欠損期別情報	○	○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01401	欠損年月日	不納欠損期別情報	○		DATE	10			必須	不納欠損となった年月日		◎
037	01402	最新フラグ	不納欠損期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01403	指定都市_行政区等コード	不納欠損期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01404	被保険者番号	不納欠損期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01405	申告区分	不納欠損期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701394が07の場合	◎
037	01406	事業年度開始日	不納欠損期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701394が07の場合	◎
037	01407	事業年度終了日	不納欠損期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701394が07の場合	◎
037	01408	起案年月日	不納欠損期別情報			DATE	10			必須	不納欠損の起案を行った年月日		◎
037	01409	決裁年月日	不納欠損期別情報			DATE	10			任意	不納欠損の決裁を行った年月日		◎
037	01410	不納欠損事由	不納欠損期別情報			X	2	039		必須	不納欠損が発生した事由		◎
037	01411	調査担当者コード	不納欠損期別情報			X	10			必須	自治体側の調査担当者のコード	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01412	不納欠損メモ	不納欠損期別情報			N	2000			任意	不納欠損に関するメモ		◎
037	01413	確認事項	不納欠損期別情報			N	2000			任意	不納欠損に関する確認事項		◎
037	01414	不納欠損金額_本税（料）	不納欠損期別情報			9	11			必須	不納欠損金額のうち、本税（料）分		◎
037	01415	不納欠損金額_延滞金	不納欠損期別情報			9	8			必須	該当の期別において不納欠損を行った確定延滞金額		◎
037	01416	不納欠損金額_督促手数料	不納欠損期別情報			9	8			任意	不納欠損金額のうち、督促手数料分		◎
037	01417	不納欠損金額_法人住民税内訳_均等割額	不納欠損期別情報			9	11			任意	不納欠損金額のうち、法人住民税均等割額（本税調定額の内訳）に対する処分金額		◎
037	01418	不納欠損金額_法人住民税内訳_法人税割額	不納欠損期別情報			9	11			任意	不納欠損金額のうち、法人税割額（本税調定額の内訳）に対する収入額		◎
037	01419	削除フラグ	不納欠損期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01420	操作者ID	不納欠損期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01421	操作年月日	不納欠損期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01422	操作時刻	不納欠損期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01423	市区町村コード	納付書発行情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01600	合併前_市区町村コード	納付書発行情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01424	賦課年度	納付書発行情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01425	相当年度	納付書発行情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01426	通知書番号	納付書発行情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01427	業務詳細（科目）コード	納付書発行情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01428	申告履歴番号	納付書発行情報	○	○	9	8			必須	事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01429	事業年度番号	納付書発行情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01430	特別徴収義務者指定番号	納付書発行情報	○	○	X	12			必須	事業所を一意に識別する番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01431	期別	納付書発行情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01432	児童_宛名番号	納付書発行情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01433	発行システム区分	納付書発行情報	○		X	2	040		必須	納付書が発行される発行元システムを判断するための区分		◎
037	01434	発行回数	納付書発行情報	○		X	3			必須	同一納付書の発行回数		◎
037	01435	発行連番	納付書発行情報	○		X	20			必須	業務内における同一通知書番号の複数期別の合算納付書（もしくは前納納付書）の場合等、同一通知書番号の複数レコードを作成するための番号		◎
037	01436	最新フラグ	納付書発行情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01437	指定都市_行政区等コード	納付書発行情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01438	宛名番号	納付書発行情報		○	X	15			任意	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01439	被保険者番号	納付書発行情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01440	収納額	納付書発行情報			9	11			任意	納付書記載の収納額		◎
037	01441	延滞金	納付書発行情報			9	8			任意	納付書記載の延滞金		◎
037	01442	督促手数料	納付書発行情報			9	8			任意	納付書記載の督促手数料		◎
037	01444	指定期限	納付書発行情報			DATE	10			必須	納付書記載の指定期限		◎
037	01606	法人住民税内訳_均等割額	納付書発行情報			9	11			任意	納付書記載の均等割額		◎
037	01607	法人住民税内訳_法人税割額	納付書発行情報			9	11			任意	納付書記載の法人税割額		◎
037	01445	種別コード	納付書発行情報			X	2	013-015		条件付き必須	車両の種類を管理する種別コード	※※03701427が08の場合	◎
037	01446	車両番号（標識番号）_標板文字	納付書発行情報			N	10			条件付き必須	ナンバープレート（車両番号標・課税標識）に表示される標板文字	※※03701427が08の場合	◎
037	01447	車両番号（標識番号）_分類番号	納付書発行情報			N	3			条件付き必須	ナンバープレート（車両番号標・課税標識）に表示される分類番号	※※03701427が08かつ03701445が01～03、07～10、13、14、51～54以外の場合	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01448	車両番号（標識番号）_かな文字	納付書発行情報			N	2			任意	ナンバープレート（車両番号標・課税標識）に表示されるかな文字		◎
037	01449	車両番号（標識番号）_一連指定番号	納付書発行情報			N	5			条件付き必須	ナンバープレート（車両番号標・課税標識）に表示される一連指定番号	※※03701427が08の場合	◎
037	01451	コンビニバーコード使用期限	納付書発行情報			DATE	10			任意	コンビニバーコードの使用期限		◎
037	01452	マルチペイメント支払期限	納付書発行情報			DATE	10			任意	マルチペイメントの規定に基づく支払期限		◎
037	01453	二次元コード支払期限	納付書発行情報			DATE	10			任意	二次元コードの支払期限		◎
037	01456	分納誓約日	納付書発行情報			DATE	10			任意	分納契約を締結した年月日		◎
037	01457	収納機関番号	納付書発行情報			X	5			任意	収納機関を表す番号		◎
037	01459	滞納消込特定キー情報1	納付書発行情報			X	20			任意	分納における契約日、納付受託における管理番号等、滞納整理分の発行納付書を特定するための情報		◎
037	01460	滞納消込特定キー情報2	納付書発行情報			X	20			任意	分納における契約日、納付受託における管理番号等、滞納整理分の発行納付書を特定するための情報		◎
037	01461	納付種別	納付書発行情報			X	2	036-011		任意	消込時の納付種別を判断するための区分		◎
037	01462	納付番号	納付書発行情報			X	20			任意	消込時の納付番号		◎
037	01463	MPN確認番号	納付書発行情報			X	6			任意	MPNのキーとなる確認番号		◎
037	01464	MPN納付区分	納付書発行情報			X	16			任意	MPNのキーとなる納付区分		◎
037	01465	バーコード情報	納付書発行情報			X	44			任意	納付書に印字するバーコード情報		◎
037	01466	OCRID	納付書発行情報			X	2			任意	納付書に印字するOCRID		◎
037	01467	上段OCR	納付書発行情報			X	39			任意	納付書に印字するOCR上段		◎
037	01468	下段OCR	納付書発行情報			X	44			任意	納付書に印字するOCR下段		◎
037	01469	eLTAX納税者ID	納付書発行情報			X	11			任意	eLTAX内で管理している納税義務者（eLTAX利用者）の通し番号		◎
037	01470	eL番号	納付書発行情報			X	37			任意	納付書に印字するeL番号		◎
037	01471	納付済通知書を一意に特定する番号	納付書発行情報			X	40			必須	納付済通知書を一意に特定することができる番号	設定値はアプリケーションの規定によることとする	◎
037	01472	時効延長有無区分	納付書発行情報			X	1			必須	納付の際に時効が延長されるかを判別するための区分（0：対象外、1：対象）	時効が延長される場合、「対象」とする	◎
037	01473	充当用納付書区分	納付書発行情報			X	1			必須	納付書が充当用納付書かどうかを判断するための区分（0：対象外、1：対象）	充当用納付書の場合、「対象」とする	◎
037	01474	削除フラグ	納付書発行情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01475	操作者ID	納付書発行情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01476	操作年月日	納付書発行情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01477	操作時刻	納付書発行情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01478	市区町村コード	延滞金減免申請情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01479	延滞金減免管理番号	延滞金減免申請情報	○	○	X	20			必須	自治体内で延滞金減免を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01480	申請年月日	延滞金減免申請情報	○		DATE	10			必須	滞納者が延滞金減免を申請した日付		◎
037	01481	最新フラグ	延滞金減免申請情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01482	指定都市_行政区等コード	延滞金減免申請情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01483	宛名番号	延滞金減免申請情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎
037	01485	申請者_宛名番号	延滞金減免申請情報			X	15			必須	申請者の宛名番号		◎
037	01486	申請者_氏名	延滞金減免申請情報			N	100			必須	申請者の氏名	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる	◎
037	01487	決議年月日	延滞金減免申請情報			DATE	10			任意	自治体内で延滞金減免を決議した日付		◎
037	01488	開始年月日	延滞金減免申請情報			DATE	10			任意	延滞金減免を開始する日付	03701513が1、2の場合は出力すること	◎
037	01489	終了年月日	延滞金減免申請情報			DATE	10			任意	延滞金減免を終了する日付	03701513が1、2の場合は出力すること	◎
037	01490	削除フラグ	延滞金減免申請情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01491	操作者ID	延滞金減免申請情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01492	操作年月日	延滞金減免申請情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01493	操作時刻	延滞金減免申請情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01494	市区町村コード	延滞金減免期別情報	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01601	合併前_市区町村コード	延滞金減免期別情報	○	○	X	6			必須	合併前の市区町村コード	・「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること ・合併前の市区町村コードがない場合は、市区町村コードと同値を設定すること	◎
037	01495	延滞金減免管理番号	延滞金減免期別情報	○	○	X	20			必須	自治体内で延滞金減免を管理する番号	各自治体固有の番号体系で管理する	◎
037	01496	賦課年度	延滞金減免期別情報	○	○	YEAR	4			必須	納付義務者に対し納めなければならない税（料）額を決定及び通知した年度		◎
037	01497	相当年度	延滞金減免期別情報	○	○	YEAR	4			必須	・賦課の対象となる根拠の発生した年度（賦課すべき年度） ・法人住民税の場合、法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度		◎
037	01498	通知書番号	延滞金減免期別情報	○	○	X	20			必須	・通知書を特定可能な番号 ・軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号 ・法人住民税の場合、法人を一意に特定可能な番号		◎
037	01499	業務詳細（科目）コード	延滞金減免期別情報	○	○	X	2	036-002		必須	対象となる業務の詳細（科目）を示すコード		◎
037	01500	特別徴収義務者指定番号	延滞金減免期別情報	○	○	X	12			必須	滞納者が特別徴収義務者の場合の、特別徴収義務者指定番号	個人住民税（給与特別徴収）でない場合は、0を設定すること	◎
037	01501	期別	延滞金減免期別情報	○	○	X	2	036-006		必須	徴収の期を表す内容		◎
037	01502	申告履歴番号	延滞金減免期別情報	○	○	9	8			必須	法人住民税において、事業年度内の課税申告（申告書、見込納付）を時系列に付番した番号	・古いものから昇順でカウントアップ ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01503	事業年度番号	延滞金減免期別情報	○	○	9	8			必須	グループ間の紐付けに用いる番号	・設定値はアプリケーションの規定によることとする（連番、事業年度開始日 等） ・法人住民税でない場合は、0を設定すること	◎
037	01504	児童_宛名番号	延滞金減免期別情報	○	○	X	15			必須	子ども・子育て支援における対象児童の宛名番号	子ども・子育て支援でない場合は、0を設定すること	◎
037	01505	最新フラグ	延滞金減免期別情報			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01506	指定都市_行政区等コード	延滞金減免期別情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード ・指定都市以外は標準オプション機能	◎
037	01507	宛名番号	延滞金減免期別情報		○	X	15			必須	納付義務者となる個人（法人、共有者含む）を識別する番号		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01508	被保険者番号	延滞金減免期別情報		○	X	10			任意	介護または後期の被保険者を一意に識別する番号		◎
037	01509	申告区分	延滞金減免期別情報			X	2	011-017		条件付き必須	法人住民税の申告の種類	※※03701499が07の場合	◎
037	01510	事業年度開始日	延滞金減免期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の開始年月日	※※03701499が07の場合	◎
037	01511	事業年度終了日	延滞金減免期別情報			DATE	10			条件付き必須	課税対象となった事業年度の終了年月日	※※03701499が07の場合	◎
037	01512	免除金額	延滞金減免期別情報			9	11			必須	免除される延滞金額		◎
037	01513	免除区分	延滞金減免期別情報			X	1	018		必須	延滞金免除の区分		◎
037	01514	免除率（手入力）	延滞金減免期別情報			9V	1,4			条件付き必須	延滞金の減免率	※※03701513が3の場合	◎
037	01515	削除フラグ	延滞金減免期別情報			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎
037	01516	操作者ID	延滞金減免期別情報			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01517	操作年月日	延滞金減免期別情報			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01518	操作時刻	延滞金減免期別情報			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎
037	01570	市区町村コード	納税者ID管理	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	◎
037	01571	宛名番号	納税者ID管理	○	○	X	15			必須	個人（法人）を一意に識別する番号		◎
037	01572	税目区分	納税者ID管理	○		X	3			必須	税目を判断するための区分	コード体系は、「eLTAX対応ソフトウェア公開仕様書（コード仕様書）」（地方税共同機構）のコードID：CC1030に従うこと	◎
037	01573	連番	納税者ID管理	○		9	8			必須	納税者ID毎に付番する連番		◎
037	01574	最新フラグ	納税者ID管理			X	1			必須	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）		◎
037	01575	指定都市_行政区等コード	納税者ID管理			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード	◎
037	01576	eLTAX納税者ID	納税者ID管理			X	11			必須	eLTAX内で管理している納税義務者（eLTAX利用者）の通し番号		◎
037	01577	削除フラグ	納税者ID管理			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		◎

データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
037	01578	操作者ID	納税者ID管理			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		◎
037	01579	操作年月日	納税者ID管理			DATE	10			必須	操作を行った年月日		◎
037	01580	操作時刻	納税者ID管理			TIME	8			必須	操作を行った時刻		◎

備考
１　別表第１の備考１の規定は、この表の適用について準用する。
２　項目説明の欄に掲げるもののうち「※※」で規定するものについては、データ出力条件が「条件付き必須」の場合の条件を定めたものとする。
３　◎：命令で規定する機能要件のうち、実装必須機能係るデータ項目。
４　データ項目ID03700067及び03700069の項のコードの欄に定めるコードは、別表第２付表第１に定める。
５　データ項目ID03700066の項のコードの欄に定めるコードは、別表第３付表第１に定める。
６　データ項目ID03700005、03700008、03700009、03700010、03700028、03700078、03700079、03700083、03700091、03700092、03700111、03700123、03700124、03700129、03700131、03700147、03700148、03700163、03700164、03700176、03700172、03700217、03700218、03700232、03700266、03700268、03700313、03700437、03700439、03700478、03700480、03700549、03700551、03700584、03700586、03700646、03700648、03700934、03700936、03700984、03700986、03701041、03701043、03701127、03701129、03701174、03701176、03701214、03701216、03701309、03701311、03701347、03701349、03701371、03701373、03701394、03701396、03701427、03701431、03701461、03701499、03701501、03701531及び03701602の項のコードの欄に定めるコードは、別表第４付表第１に定める。
７　データ項目ID03700030、03700035、03700036、03700037、03700038、03700054、03700058、03700060、03700061及び03700062の項のコードの欄に定めるコードは、住民記録システムに係る基本データリスト（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）第２条第４号に規定する基本データリストをいう。以下この表において同じ。）に定める。
８　データ項目ID03700278、03700306、03700310、03700448、03700486、03700562、03700596、03700656、03700944、03701051、03701137、03701184、03701224、03701319、03701357、03701405及び03701509の項のコードの欄に定めるコードは、法人住民税システムに係る基本データリストに定める。
９　データ項目ID03700871の項のコードの欄に定めるコードは、固定資産税システムに係る基本データリストに定める。
10　データ項目ID03700323及び03701445の項のコードの欄に定めるコードは、軽自動車税システムに係る基本データリストに定める。

別表第五付表第一（第五条関係）

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
004	発送区分	1	発送	
		2	発送停止	
		3	未発送	
005	履行状況区分	01	履行中	
		02	不履行	
		03	分割納付完了	
006	関連者区分	00	同一人	
		01	世帯構成員	
		02	共有者	
		03	納税管理人	
		04	承継人	
		05	代表となっている法人	
		06	同居人	
		07	勤務先	
		08	第二次納税義務者	
		09	代表相続人	
		10	相続財産管理人	
		11	清算人	
		12	管財人	
		13	包括受遺者	
		14	法定代理人	
		15	成年後見人	
		16	保佐人	
		17	補助	
		18	関連法人	
		19	世帯外関連者	
		20	連帯納付義務者	
		99	その他	
007	催告区分	01	催告	
		02	差押予告	
		99	その他	
008	納付書種類区分	1	一般	
		2	郵便振替	
009	交渉方法区分	01	臨戸	
		02	来庁	
		03	電話応対	
		04	催告	
		05	文書催告	
		06	送金あり	
		07	調査	
		08	整理方針	
		99	その他	

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
010	記録コード	001	督促状発行	初期値（001～036）を規定 それ以外の項目は（037～998）の範囲内においてユーザにて任意に規定
		002	文書催告発行	
		003	電話催告実施	
		004	臨戸徴収実施	
		005	電話応対	
		006	窓口応対	
		007	文書返戻	
		008	納付相談	
		009	納付	
		010	納付約束	
		011	分割納付	
		012	来庁	
		013	調査	
		014	回答	
		015	通知書発行	
		016	電話	
		017	訪問	
		018	繰上徴収	
		019	納付の委託	
		021	延滞金減免	
		022	差押処分	
		023	参加差押処分	
		024	交付要求処分	
		025	滞納処分の停止	
		026	時効中断	
		027	時効停止	
		028	氏名異動	
		029	住所異動	
		030	不納欠損	
		031	納付書出力	
		032	分割納付誓約書	
		033	仮消込登録	
		034	担当者変更	
		035	公示送達	
		036	納付受託	
		999	その他	
011	支払方法	1	納付書	
		2	郵便払込用紙	
		3	口座振替	
		4	窓口納付	
		5	納付受託	
		6	訪問徴収	
		9	その他	

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
012	分割納付取消理由	01	納付	
		02	分割納付不履行	
		03	再分割納付	
		04	完納	
		99	その他	
013	猶予区分	1	当初	
		2	延長	
014	徴収（換価）猶予区分	01	徴収猶予	
		02	申請による換価猶予	
		03	職権による換価猶予	
015	許可区分	1	許可	
		2	不許可	
016	徴収（換価）猶予不許可事由	01	要件不該当	
		02	申請期限後の申請	
		03	補正期限後の申請	
		04	繰上徴収事由該当	
		05	不答弁検査拒否	
		06	不当な目的での申請	
		99	その他	
017	徴収（換価）猶予事由	01	災害・盗難	
		02	病気等	
		03	事業の廃止	
		04	事業の損失	
		05	それに類する事実があったとき	
		06	賦課遅延	
		07	事業継続困難	
		08	生活維持困難	
		09	徴収上の有利	
		99	その他	
018	免除区分	1	全額免除	
		2	１／２免除	
		3	手入力	
		4	免除なし	
019	徴収（換価）猶予取消事由	01	分割納付不履行	
		02	担保提供・確保の不協力	
		03	猶予継続の不適当	
		04	猶予事実の解消	
		05	完納	
		06	繰上徴収	
		07	更正・賦課取消	
		08	滞納処分の停止	
		09	徴収上有利の解消	
		10	新たな市税の滞納	
		99	その他	
022	照会種類	01	金融機関	

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
		02	保険会社	
		03	給与支払者	
		04	財産権利者	
		05	ＮＴＴ	
		06	戸籍謄本	
		07	入国管理局	
		08	住民票	
		09	実態調査	
		10	調査証	
		11	クレジット	
		12	診療報酬	
		13	年金債権等	
		14	小規模企業	
		15	相続放棄等	
		16	家賃調査	
		17	法務局（商業登記）	
		18	法務局（不動産登記）	
		19	携帯電話	
		20	証券会社	
		99	フリー照会	
023	住民基本台帳登録区分	1	登録有	
		2	登録無	
		3	職権消除	
		4	死亡	
024	勤務区分	1	就職	
		2	退職	
025	財産種類	001	債権	
		002	不動産	
		003	自動車等	
		004	動産	
		005	無体財産	
		006	振替社債等	
		999	その他	
026	処分コード	01	繰上徴収	
		02	差押処分	
		03	参加差押処分	
		04	交付要求処分	
		05	捜索	
		99	その他	
027	交付要求種類	1	国税徴収法第82条	
		2	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条	
		3	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第29条第2項	

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
		4	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条10	
028	差押解除（終了）理由	01	物件の消滅（公売）	
		02	物件の消滅（全額配当）	
		03	物件の消滅（一部配当）	
		04	物件の消滅（無配当）	
		05	物件の消滅（電話加入権の契約解除）	
		06	質権劣後（電話加入権）	
		07	差押分完納	
		08	一部納付	
		09	納付誓約	
		10	滞納処分の停止	
		11	納付の委託	
		12	分割納付	
		13	徴収猶予	
		14	換価猶予	
		15	担保猶予	
		16	差押換	
		17	一部解除	
		18	取り立て実施	
		19	不服申し立て	
		20	取下げ	
		21	完結	
		99	その他	
029	参加差押解除（終了）理由	01	物件の消滅（公売）	
		02	物件の消滅（全額配当）	
		03	物件の消滅（一部配当）	
		04	物件の消滅（無配当）	
		05	物件の消滅（電話加入権の契約解除）	
		06	質権劣後（電話加入権）	
		07	参加差押分完納	
		08	一部納付	
		09	納付誓約	
		10	滞納処分の停止	
		11	納付の委託	
		12	分割納付	
		13	徴収猶予	
		14	換価猶予	
		15	担保猶予	
		16	差押換	
		17	一部解除	
		18	取り立て実施	
		19	不服申し立て	
		20	取下げ	
		21	完結	

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
		22	不調による終了	
		99	その他	
030	債権種別区分	01	財団債権	
		02	破産債権	
031	交付要求解除（終了）理由	01	物件の消滅（全額配当）	
		02	物件の消滅（一部配当）	
		03	物件の消滅（無配当）	
		04	破産廃止	
		05	破産終結	
		06	不調による終了	
		07	物件の消滅（電話加入権の契約解除）	
		08	質権劣後（電話加入権）	
		09	交付要求分完納	
		10	一部納付	
		11	納付誓約	
		12	滞納処分の停止	
		13	納付の委託	
		14	分割納付	
		15	徴収猶予	
		16	換価猶予	
		17	担保猶予	
		19	一部解除	
		21	不服申し立て	
		22	取下げ	
		23	完結	
		99	その他	
032	繰上徴収解除理由	01	更正	
		02	賦課取り消し	
		99	その他	
033	繰上徴収理由	01	強制換価手続き	
		02	相続人の限定承認	
		03	法人の解散	
		04	相続人・納税管理人未届け	
		05	不正行為	
		06	企業担保権の実行手続き開始	
		07	破産手続きの開始	
		08	信託財産責任負担債務に係る信託の終了	
		99	その他	
034	関係者区分	1	債権者	
		2	第三債務者	
		3	執行機関	
		4	権利者	
		5	破産管財人	
		6	抵当権者	
		7	根抵当権者	

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
		9	その他	
035	滞納処分の停止種類	01	地方税法第１５条の７第１項第１号	
		02	地方税法第１５条の７第１項第２号	
		03	地方税法第１５条の７第１項第３号	
		04	地方税法第１５条の７第５項	
036	滞納処分の停止取消理由	01	無財産の解消	
		02	生活困窮の解消	
		03	所在の判明	
		04	財産の判明	
		05	納付による取り消し	
		99	その他	
039	不納欠損事由	01	時効の完成	
		02	滞納処分の停止が3年間継続	
		03	滞納処分の停止後即欠損	
040	発行システム区分	01	賦課システム発行分	
		02	収納システム発行分	
		03	滞納システム発行分	
043	時効の更新・完成猶予理由	02	差押処分	
		05	参加差押処分	
		08	交付要求処分	
		11	捜索	
		12	分納誓約	
		13	債務承認	
		14	滞納処分の停止	
		16	徴収猶予	
		19	換価猶予	
		23	相続財産	
		27	不正行為	
		28	催告	
		29	徴収猶予申請	
		30	換価猶予申請	
		31	災害	
		33	督促	
		34	一部納付	
		35	納付受託	
		36	期限後申告	
		37	修正申告	
		99	その他	

別表第五付表第二（第五条関係）

No.	グループID		グループ名	説明
1	037	001	住登外者情報	住登外者に関する情報
2	037	002	電話番号管理	宛名番号に紐づく電話番号の情報
3	037	003	送付先・連絡先情報	送付先・連絡先に関する情報
4	037	004	代理人情報	代理人に関する情報
5	037	005	同一人管理	同一人に関する情報
6	037	006	宛名メモ管理	宛名メモに関する情報
7	037	007	返戻情報	返戻に関する情報
8	037	008	返戻調査記録情報	「037007 返戻情報」に対する調査に関する情報
9	037	009	処理注意者情報	処理注意者に関する情報
10	037	010	金融機関情報	金融機関に関する情報
11	037	011	金融機関店舗情報	金融機関の店舗に関する情報
12	037	012	滞納者情報管理	滞納者個人に関する情報
13	037	013	滞納明細管理	各賦課業務システムから連携される収納情報また滞納（未納）情報の期別単位の情報
14	037	014	滞納者メモ管理	滞納者に関するメモ
15	037	015	フラグ管理	自治体において独自に設定するフラグに関する情報
16	037	016	フラグマスタ管理	「037015 フラグ管理」のフラグコードの設定を管理する情報
17	037	017	関連者管理	納税義務者の関連者に関する情報
18	037	018	滞納者担当管理	滞納者ごとの担当者に関する情報
19	037	019	担当者・グループ（班等）所属管理	滞納管理システムで扱う納税義務者にかかる担当者・グループ（班等）に関する情報
20	037	020	承継納付義務者情報	納税義務者の承継納税義務者に関する情報
21	037	021	催告発送管理	徴収単位に付与された番号（徴収番号）別の期別の催告の発送に関する情報
22	037	022	催告発送停止管理	滞納者の催告の停止に関する情報
23	037	023	催告発送停止期別情報	滞納者の期別ごとの催告の停止に関する情報
24	037	024	交渉経過管理	滞納者との交渉に関する情報
25	037	025	分割納付誓約管理	滞納者の分割納付誓約に関する情報
26	037	026	分割納付計画管理	徴収単位に付与された番号（徴収番号）ごとの分割納付計画に関する情報
27	037	027	分割納付期別情報	「037026 分割納付計画管理」に関する期別の情報
28	037	028	徴収（換価）猶予管理	滞納者の徴収（換価）猶予に関する情報
29	037	029	徴収（換価）猶予期別情報	「037028 徴収（換価）猶予管理」に関する期別の情報
30	037	030	照会先情報	財産調査の照会先に関する情報
31	037	031	滞納者実態調査情報	滞納に対する実態調査に関する情報
32	037	032	実態調査不動産情報	「037031 滞納者実態調査情報」のうち不動産に関する情報
33	037	033	財産調査管理	滞納者の財産調査に関する情報
34	037	034	財産情報	財産に関する情報
35	037	035	財産権利者管理	財産の権利者や債権額などに関する情報
36	037	036	処分財産情報	滞納者に対して滞納処分を行った財産に関する情報
37	037	037	差押管理	滞納者への差押処分に関する情報
38	037	038	差押期別情報	「037037 差押管理」に関する期別の情報
39	037	039	参加差押管理	滞納者への参加差押処分に関する情報

No.	グループID	グループ名	説明
40	037	040	参加差押期別情報	「037039 参加差押管理」に関する期別の情報
41	037	041	交付要求（交付破産）管理	滞納者の交付要求（交付破産）に関する情報
42	037	042	交付要求（交付破産）期別情報	「037041 交付要求（交付破産）管理」に関する期別の情報
43	037	043	配当計算管理	滞納処分に係る残余金の配当計算に関する情報
44	037	044	配当財産管理	滞納処分に係る財産に関する情報
45	037	045	配当利害関係者管理	滞納処分に係る残余金の配当対象となる利害関係者に関する情報
46	037	046	充当管理	滞納者に係る充当に関する情報
47	037	047	充当明細管理	「037046 充当管理」に関する期別の明細情報
48	037	048	繰上徴収管理	滞納者の繰上徴収管理に関する情報
49	037	049	繰上徴収期別情報	「037048 繰上徴収管理」に関する期別の情報
50	037	050	捜索情報管理	滞納者の財産に対する捜索に関する情報
51	037	051	捜索期別情報	「037050 捜索情報管理」に関する期別の情報
52	037	052	利害関係者情報	利害関係者に関する情報
53	037	053	公売管理	滞納者の財産の公売に関する情報
54	037	054	滞納処分の停止管理	滞納者に対する滞納処分の停止に関する情報
55	037	055	滞納処分の停止期別情報	「037054 滞納処分の停止管理」に関する期別の情報
56	037	056	滞納処分の停止調査情報	滞納処分の停止を管理する番号別の滞納処分の停止に関する調査情報
57	037	057	時効管理	徴収単位に付与された番号（徴収番号）別の期別の時効に関する情報
58	037	058	時効詳細情報	「037057 時効管理」に関する詳細情報
59	037	059	不納欠損期別情報	徴収単位に付与された番号（徴収番号）別の期別の不納欠損に関する情報
60	037	060	納付書発行情報	徴収単位に付与された番号（徴収番号）ごとに発行される納付書に関する情報
61	037	061	延滞金減免申請情報	滞納者の延滞金減免に係る申請に関する情報
62	037	062	延滞金減免期別情報	「037061 延滞金減免申請情報」に関する期別の情報
63	037	064	納税者ID管理	宛名番号に紐づく納税者IDの情報

○デジタル庁・総務省告示第十八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）第五条第二項の規定に基づき、庁内データ連携機能のうち、ファイル連携に関する詳細技術仕様書を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

ファイル連携に関する詳細技術仕様書

目次

1. ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ
1.1. ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ
2. ファイル連携に関する詳細技術仕様書について
2.1. バケットについて
2.1.1. バケット作成単位
2.1.2. バケット命名規則
2.2. 連携フォルダについて
2.2.1. 連携フォルダ形式
2.2.2. 連携フォルダ命名規則
2.3. 連携ファイルについて
2.3.1. 連携ファイル命名規則
2.3.2. 連携ファイル
2.3.3. 連携ファイル作成単位
2.3.4. 連携ファイル格納方法
2.3.5. 連携ファイル検知方法
2.3.6. 格納完了通知ファイル形式
2.3.7. 格納完了通知ファイル作成単位
2.3.8. 連携ファイル取込
2.3.9. 連携ファイル退避・移動
2.3.10. 退避・移動ファイル保存期間
2.3.11. 差分連携や削除データ連携における対応
2.4. 権限管理
3. ファイルサーバの構築について
3.1. ファイルサーバの構築について
3.2. 連携フォルダについて
3.2.1. 連携フォルダ命名規則
3.3. 連携ファイルについて
3.3.1. 連携ファイル命名規則
3.3.2. 連携ファイル
3.3.3. 連携ファイル作成単位
3.3.4. 連携ファイル格納方法
3.3.5. 連携ファイル検知方法
3.3.6. 格納完了通知ファイル形式

3.3.7. 格納完了通知ファイル作成単位
3.3.8. 連携ファイル取込
3.3.9. 連携ファイル退避・移動
3.3.10. 退避・移動ファイル保存期間
3.3.11. 差分連携や削除データ連携における対応
3.4. 権限管理

1.　ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ

1.1. ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ

標準準拠システムのデータ連携機能については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第10号（以下「共通機能の標準を定める命令」という。）」に規定されている。本仕様は、当該命令に規定された庁内データ連携を実現するためのファイル連携に関する詳細技術仕様書を規定し、必要な内容を補完的に説明するものである。

なお、事業者は共通機能の標準を定める命令と併せて、本仕様に従いファイル連携機能を構築し、地方公共団体が利用する形を想定している。

2. ファイル連携に関する詳細技術仕様書について

2.1. バケットについて

2.1.1. バケット作成単位

①　共通機能を提供する事業者はオブジェクトストレージ[1]上に業務の組み合わせごとのバケットを作成すること。

なお、標準準拠システムのファイル連携で必要となるバケット数については、CSPが提供するサービスの作成上限を踏まえ必要に応じて上限の拡張申請を行うこと。

例）住民基本台帳と印鑑登録の業務の組み合わせに対し、バケットを１つ作成する。

---

[1] ガバメントクラウドの各CSPが提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。

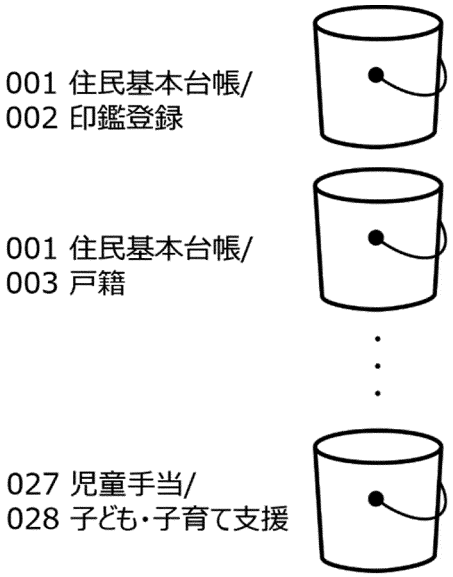


図 2-1　バケット作成単位

2.1.2. バケット命名規則

①　バケットの命名規則は以下のとおり。

{都道府県コード及び市区町村コード[2]}-{システム区分＋業務 ID 又は独自施策システム等 ID}-{システム区分＋業務 ID 又は独自施策システム等 ID}

バケットを作成する業務の組み合わせごとに、システム区分（0:標準準拠システム、1:独自施策システム等）と業務 ID[3]又は独自施策システム等 ID を合わせた 4 桁の数字について、ケバブケース（単語間をハイフンで繋げる表記法）を使用したバケット名とすること。その際、システム区分と業務 ID 又は独自施策システム等 ID を合わせた 4 桁の数字の小さい方を先にすること。

バケット名はグローバルで一意である必要があることから、冒頭に都道府県コード及び市区町村コードを付与し、ケバブケースを使用すること。仮に、バケット名が一意とならない場合は、自治体の裁量で文字列を付与するなどして、バケットの命名規則に一部変更することも妨げない。

例）北海道札幌市において、住民基本台帳と印鑑登録の業務の組み合わせのバケットを作成する場合、バケット名は「011002-0001-0002」とする。

---

[2] 「全国地方公共団体コード」（総務省）

[3] 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針」に記載の業務 ID を指す。

2.2. 連携フォルダについて

2.2.1. 連携フォルダ形式

①　共通機能を提供する事業者は、オブジェクトストレージ上に作成されたバケットにおいて、ファイル連携を行うシステムの格納先（本文書では便宜上、以下「フォルダ」という。）を作成すること。

例）住民基本台帳と印鑑登録の業務の組み合わせのバケットにおいて、住民記録システムが印鑑登録システムにファイルを送信するためのフォルダと、印鑑登録システムが住民記録システムにファイルを送信するためのフォルダを作成する。

②　共通機能を提供する事業者は、①で作成したフォルダの配下に、退避・移動ファイル履歴管理フォルダを作成すること。

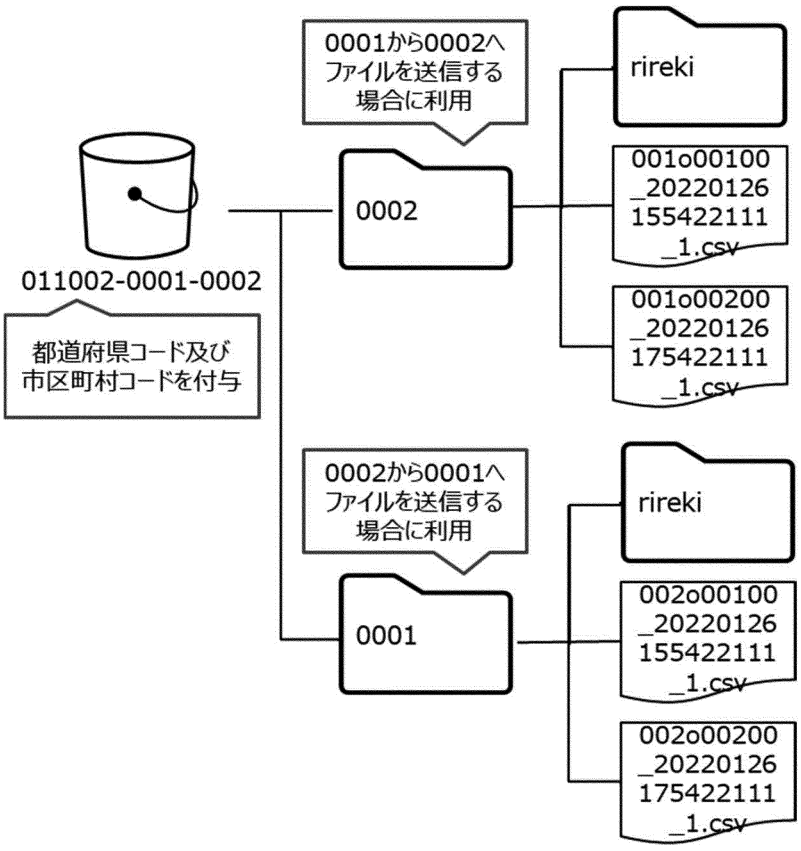


図 2-2　連携フォルダ構成

③　申請管理機能においては、例外的に、①で作成した申請管理機能からファ

イルを受け取る利用側業務システムのフォルダの配下に、手続別フォルダを作成すること。手続別フォルダの配下には、退避・移動ファイル履歴管理フォルダと申請 ZIP 別フォルダを作成すること。なお、本文書において、以降で申請管理機能に関する個別の仕様の規定がない仕様（格納完了通知ファイル関連等）については、他の標準準拠システムと同様の仕様を適用すること。

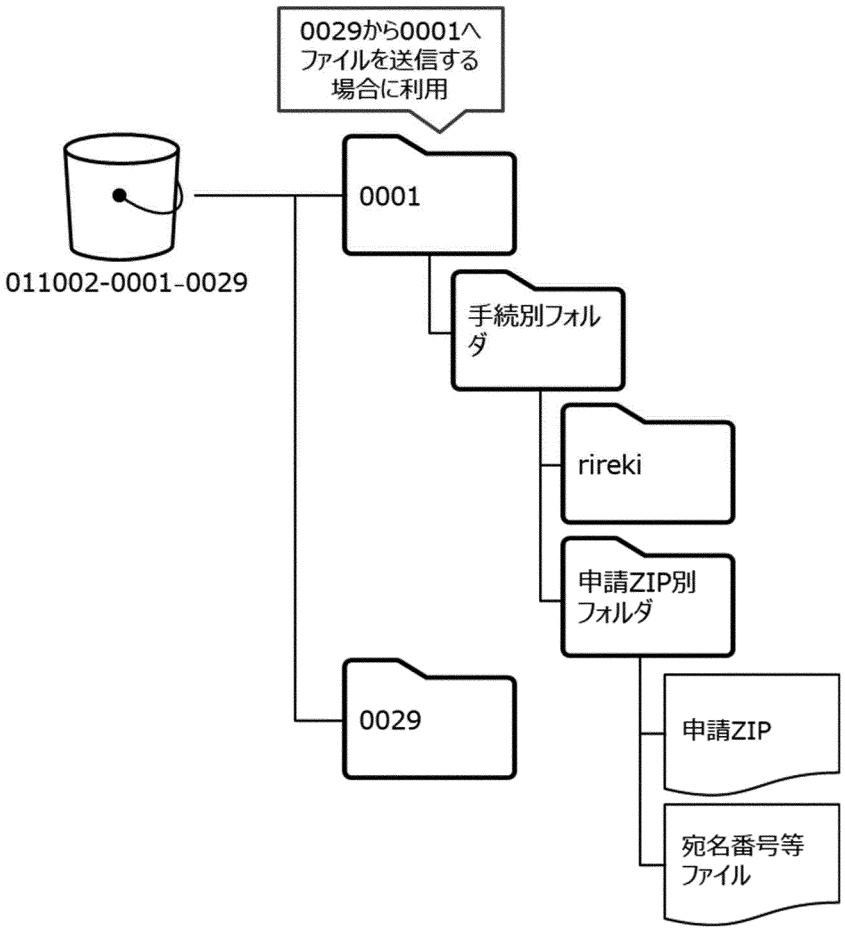


図 2-3　申請管理機能における連携フォルダ構成

2.2.2. 連携フォルダ命名規則

①　ファイル連携用の連携フォルダ名は、システム区分（0:標準準拠システム、1:独自施策システム等）に利用側業務システムの業務 ID を合わせた 4 桁とすること。

例）住民基本台帳が提供側業務システムであり、印鑑登録が利用側業務システムの場合、住民基本台帳と印鑑登録のバケット（「011002-0001-0002」の

バケット（都道府県コード及び市区町村コードは、北海道札幌市を例とする））に、「0002」のフォルダを作成する。印鑑登録が提供側業務システムであり、住民基本台帳が利用側業務システムとなる場合は、「0001」のフォルダを作成する。

なお、一つの業務 ID に対して、複数の事業者のシステムにて構築する場合は、業務 ID の後ろに 01 から始まる連番２桁を付与し、計６桁とすることでシステムを区別すること。

例）0（システム区分：1 桁）＋022（業務 ID：3 桁）＋01（連番：2 桁）

※「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第８号。以下「データ要件・連携要件の標準を定める命令」という。）」に従い、標準準拠システムが独自施策システム等とファイル連携を行う場合には、地方公共団体において一意に識別する独自施策システム等 ID を付番し、連携フォルダ名を規定すること。

②　退避・移動ファイル履歴管理用のフォルダ名は「rireki」とすること。

③　申請管理機能のフォルダ構成における、「手続別フォルダ」、「申請 ZIP 別フォルダ」のフォルダ名は、「申請管理システム標準仕様書」（総務省）の規定に従うこと。

2.3. 連携ファイルについて

2.3.1. 連携ファイル命名規則

①　連携ファイルの命名規則は以下のとおり。

{連携 ID＋枝番＋版数}_YYYYMMDDhhmmssfff_{9}.csv

連携ファイル名（機能別連携仕様にて、I/O が output となっている連携機能名の「連携 ID+枝番+版数」）の後ろにスネイクケース（単語間をアンダースコアで繋げる表記法）を使用し、ファイル出力したタイムスタンプ（年

月日時分秒ミリ秒）及び連番（タイムスタンプが重複しない場合は１固定として、重複する場合に限りカウントアップする）を含め、拡張子は小文字の「csv」とすること。なお、版数は「version」を表す「v」（固定）と４桁の数字で表現すること。

例）
版数1.0版の場合
003o00100v0100_20220126155422111_1.csv
版数1.12版の場合
003o00100v0112_20220126155422111_1.csv

②　格納完了通知ファイルの命名規則は以下のとおり。
　連携ファイルのファイル名に版数を付与し、拡張子を小文字の「hed」とすること。

例）
版数1.0版の場合
003o00100v0100_20220126155422111_1.hed
版数1.12版の場合
003o00100v0112_20220126155422111_1.hed

※標準準拠システムが独自施策システム等とファイル連携を行う場合のファイル名については、「連携 ID+枝番+版数」に独自施策システム等 ID を追加して設定すること。

例）
連携ファイル
003o00100v0100_900_20220126155422111_1.csv
格納完了通知ファイル
003o00100v0100_900_20220126155422111_1.hed

③　申請 ZIP はぴったりサービスから連携されたまま、ファイル名の変更は行わないこと。

④　宛名番号等ファイルの命名規則は以下のとおり。

ID_{受付番号}_YYYYMMDDhhmmssfff_{9}.csv

ファイル名先頭を「identifier」を表す「ID」（固定）とし、後ろにスネイクケースを使用し、受付番号を含めること。受付番号以降は、連携ファイルの命名規則同様に、ファイル出力したタイムスタンプと連番とすること。

⑤　「データ要件・連携要件の標準を定める命令」の独自施策システム等連携仕様によって、基本データリストを用いた連携における連携ファイルの命名規則は以下のとおり。

{システム区分＋グループ ID[4]}_kihon_YYYYMMDDhhmmssfff_{9}.csv

「システム区分＋グループ ID」の後ろにスネイクケースを使用し、基本データリストを表す「kihon」（固定）を含め、YYYYMMDDhhmmssfff と{9}については、タイムスタンプと連番[5]とすること。

2.3.2.連携ファイル

①　連携ファイルは CSV 形式とする。なお、CSV 形式の仕様は RFC4180 等の規定を踏まえ、以下に従うこと。

半角スペースはフィールドの一部分として含むこと。なお、1 行のレコードの最後は、カンマで終了しないこと。

データレコード単位に改行コード（CRLF）を付与すること。なお、ファイルの最後のレコードの末尾には、改行コード（CRLF）を付与してもしなくてもよい。

※提供側業務システムが UNIX／Linux 系の場合は、LF を CRLF に変換すること。

ファイル内の各項目をダブルクォーテーションで囲むこと。なお、改行コード（CRLF）、ダブルクォーテーション、カンマを含むフィールドは、ダブ

---

[4] 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針」に記載のグループ ID を指す。

[5] 原則、連番とするが、繰り返しが生じるグループ（健康管理業務におけるグループ ID：019036 等）においては「連番＋任意の 2 桁以上の数値（固定値も可）」を許容する。

ルクォーテーションで囲み、項目の中にダブルクォーテーションを表現しなければならない場合は、ダブルクォーテーションでエスケープ処理すること。

②　1行目をデータ項目名、2行目以降をデータ行とすること。なお、データ項目名は日本語とすること。

2.3.3. 連携ファイル作成単位

①　提供側業務システムは、利用側業務システム単位に別々の連携ファイル（全件・差分に関わらず）を作成すること。

例）個人住民税システム、児童手当システムのどちらもが、住民記録システムの同一データを利用する場合、住民記録システムは個人住民税システム、児童手当システムごとに別々の連携ファイルを作成する。

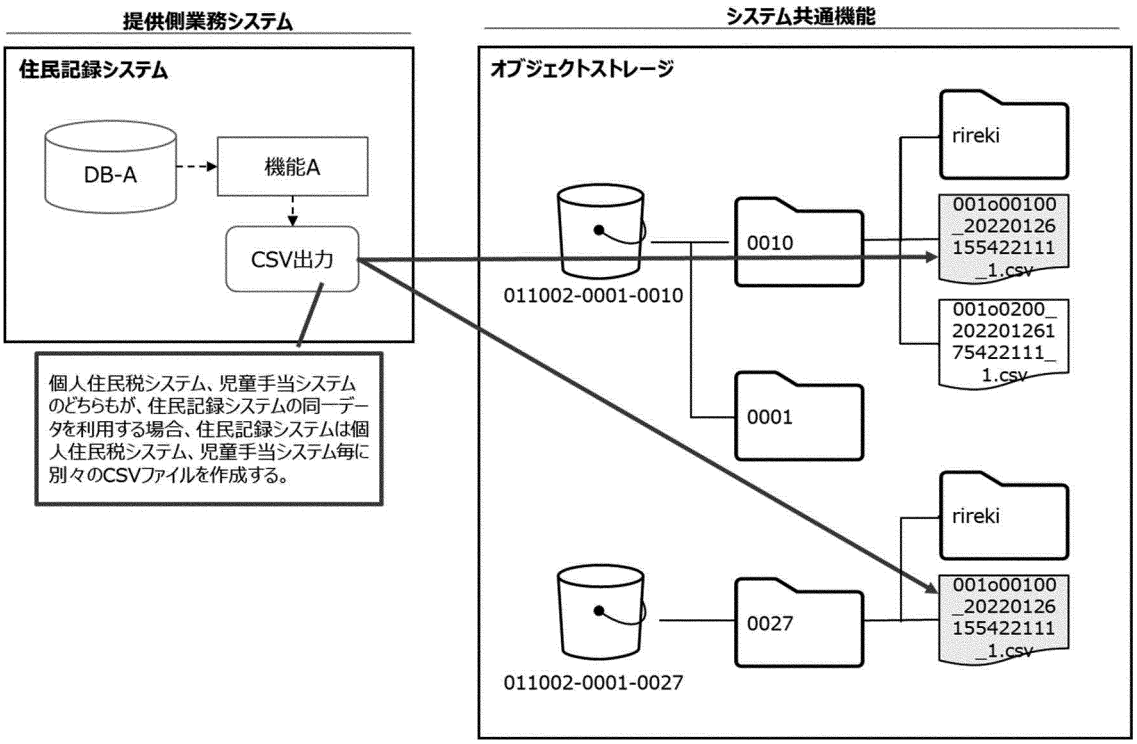


図 2-4　連携ファイル作成単位

②　データが0件の場合もヘッダ行のみの連携ファイルを出力すること。

2.3.4.連携ファイル格納方法

① 提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用すること。

② 提供側業務システムは、オブジェクトストレージ上の、該当バケットにある提供側業務システムから利用側業務システムへの連携フォルダに連携ファイルを格納すること。

例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、バケット「011002-0001-0027」（都道府県コード及び市区町村コードは、北海道札幌市を例とする）にある「0027」のフォルダに格納する。児童手当システムは、上記のフォルダを参照し、ファイル取込を行う。

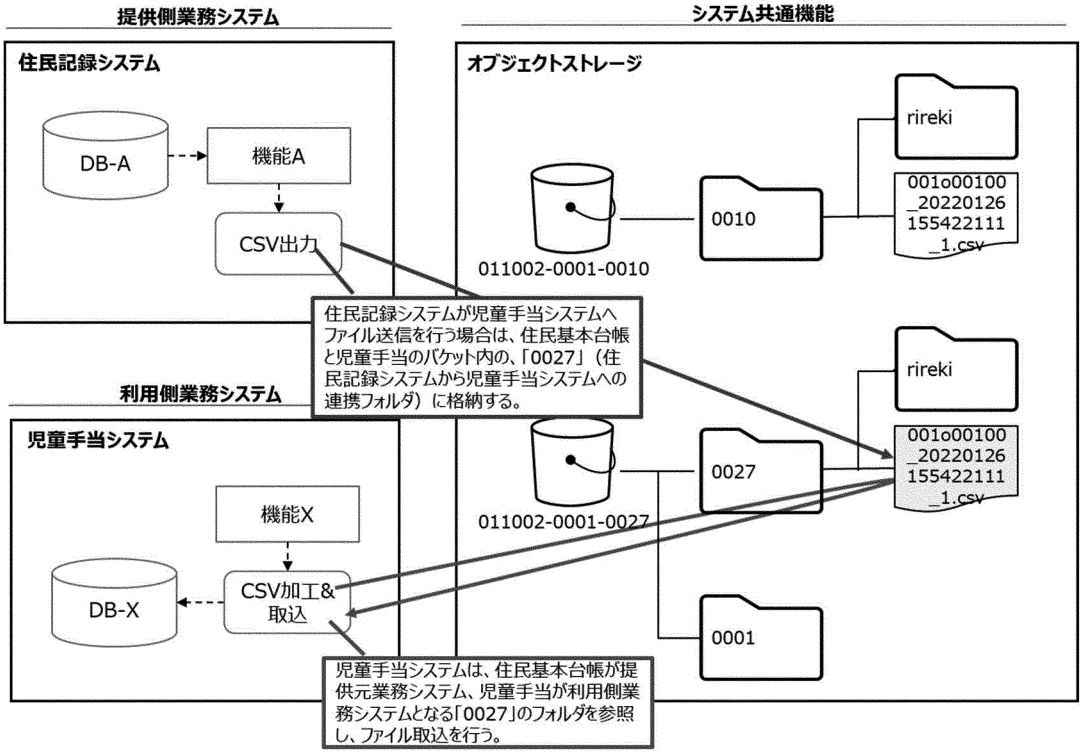


図 2-5　連携ファイル格納方法

2.3.5.連携ファイル検知方法

① 連携ファイル格納途中に利用側業務システムが取込処理を開始しないよう、提供側業務システムは連携ファイル格納完了を示す「格納完了通知ファイル」を取込対象の連携ファイルと同じ場所に格納すること。

② 利用側業務システムは、「格納完了通知ファイル」が作成済みであることを、マネージドサービス又はジョブの制御、監視等を行うツールによるファイル探知機能、ポーリングまたは時間起動で検知すること。

2.3.6. 格納完了通知ファイル形式

① 格納完了通知ファイルには改行区切りで以下情報を含めること。
1行目：連携ファイルのファイル名
2行目：連携ファイルのファイルサイズ（バイト）
3行目：連携ファイルのヘッダ情報を含まない実データの行数

例）
003o00100v0100_20220126155422111_1.csv
1234567
1234

2.3.7. 格納完了通知ファイル作成単位

① データが0件の場合も格納完了通知ファイルを出力すること。なお、非稼働日については、自治体の判断とする。

2.3.8. 連携ファイル取込

① 利用側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、連携ファイルを取込できること。

② 連携ファイルを取り込む際に、連携ファイルのファイルサイズ（バイト）「ヘッダ情報を含まない実データの行数」が、格納完了通知ファイルに記載の「2行目：連携ファイルのファイルサイズ（バイト）」「3行目：連携ファイルのレコード数」と整合性が取れていることを確認すること。

③ 連携ファイル名末尾の連番（タイムスタンプが重複しない場合は 1 固定として、重複する場合に限りカウントアップする）で連携ファイル順序性チェックを行うこと。

2.3.9. 連携ファイル退避・移動

①　利用側業務システムは、連携ファイル取込後、退避・移動ファイル履歴管理フォルダに連携ファイルと格納完了通知ファイルを退避・移動すること。

2.3.10. 退避・移動ファイル保存期間

①　利用側業務システムは、退避・移動した連携ファイルと格納完了通知ファイルをエラー調査やリカバリ等の備えとして、日次処理 30 日分・月次処理 3 か月分・年次処理 13 か月間を最低限保存すること。

2.3.11. 差分連携や削除データ連携における対応

①　差分連携を実施するにあたっての連携の間隔は、提供側業務システム、利用側業務システムの事業者において協議するものとする。
なお、ファイル名は全件連携、差分連携の場合においても同一とする。

②　ファイル内のソート順は、主キー列（降順）とする。

③　削除のみ、対象データを削除フラグで識別することとする。

2.4. 権限管理

①　バケット単位でアクセス権限付与を行うこと。
なお、権限付与は共通機能を提供する事業者が行うことを原則とし、不在の場合は自治体が付与すること。また、自治体内におけるオブジェクトストレージの所管部局については、自治体にて判断すること。

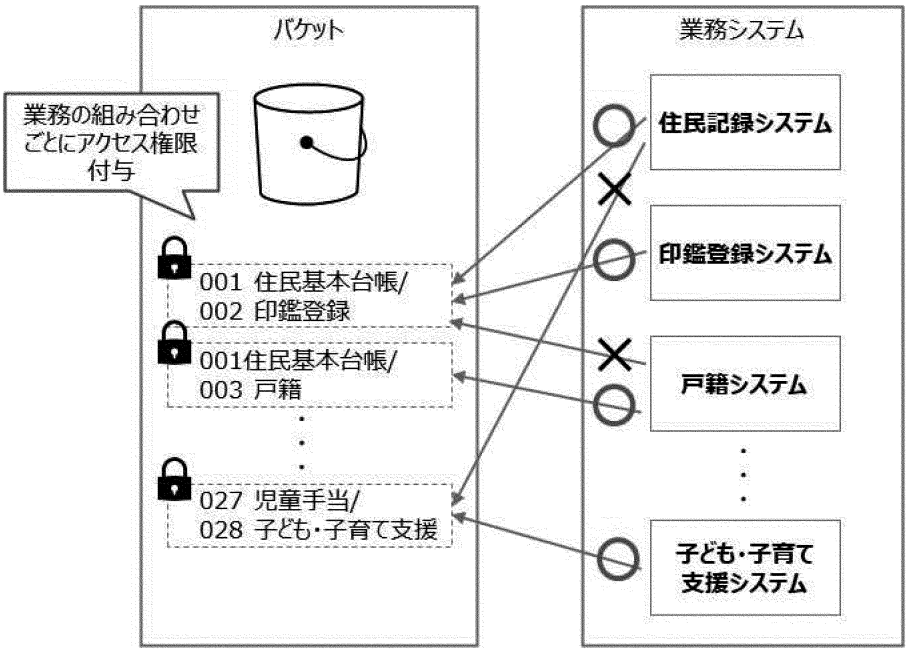


図 2-6　権限管理

3.　ファイルサーバの構築について

3.1. ファイルサーバの構築について

既存システムとの連携等、オブジェクトストレージを利用したファイル連携が困難な場合において、ファイルサーバを構築の上、ファイル連携を行うこと。

当該連携方法を選択する場合は、事業者間において調整することとし、以下の規定に従うこと。

3.2. 連携フォルダについて

①　共通機能を提供する事業者は、ファイルサーバ上に各システムの業務 ID のフォルダを作成すること。

②　共通機能を提供する事業者は、①で作成したフォルダ配下に、ファイル連携を行うシステムのサブフォルダを作成すること。

例）住民記録システムが児童手当システムにファイルを送信する際は、住民基本台帳のフォルダを作成し、当該フォルダ配下に、児童手当のサブフォルダを作成する。

③　共通機能を提供する事業者は、②で作成したサブフォルダの配下に、退避・移動ファイル履歴管理フォルダを作成すること。

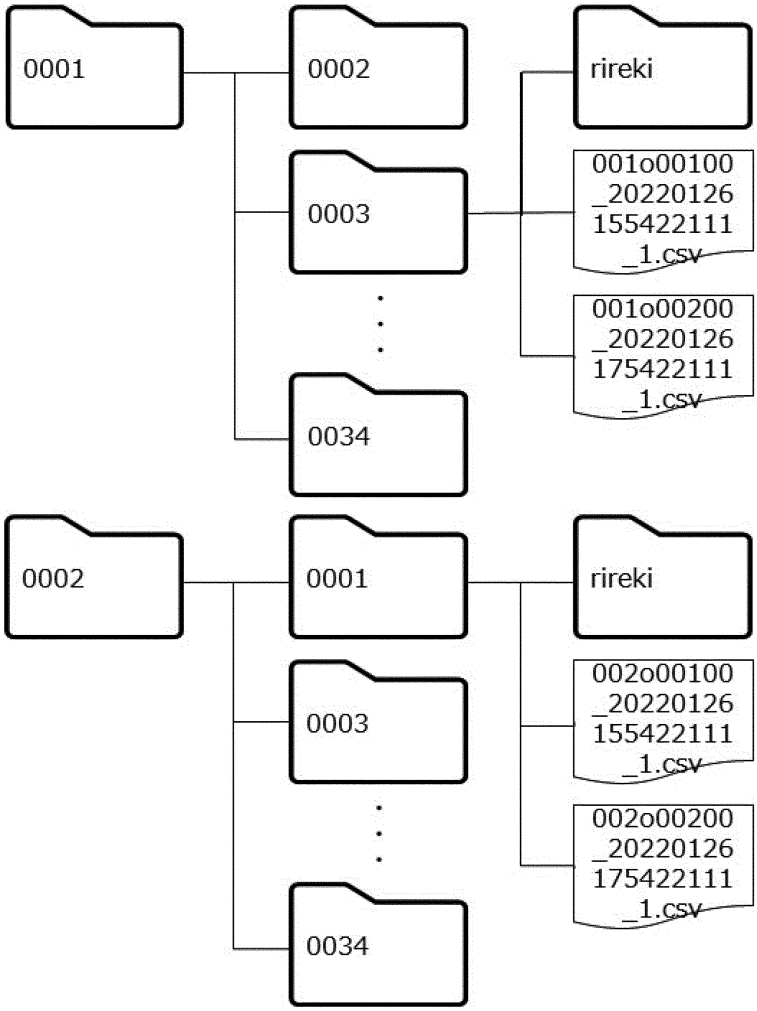


図 3-1　連携フォルダ構成

3.2.1. 連携フォルダ命名規則

①　ファイル連携用の連携フォルダ名は、システム区分（0:標準準拠システム、1:独自施策システム等）に利用側業務システムの業務 ID を合わせた 4 桁とすること。なお、一つの標準準拠システムを複数の事業者のシステムにて構築する場合は、業務 ID の後ろに 01 から始まる連番 2 桁を付与し、計 6 桁とすることでシステムを区別すること。

例）住民基本台帳が提供側業務システムであり、印鑑登録が利用側業務システムの場合、「0001」の配下に、「0002」を作成する。印鑑登録が提供側業務

システムであり、住民基本台帳が利用側業務システムとなる場合は、「0002」のフォルダの配下に「0001」のフォルダを作成する。

※標準準拠システムが独自施策システム等とファイル連携を行う場合の命名規則は、「2.2.2.連携フォルダ命名規則」のとおり。

②　退避・移動ファイル履歴管理用のフォルダ名は「rireki」とすること。

3.3. 連携ファイルについて

3.3.1.連携ファイル命名規則

「2.3.1.連携ファイル命名規則」のとおり。

3.3.2.連携ファイル

「2.3.2.連携ファイル」のとおり。

3.3.3.連携ファイル作成単位

①　提供側業務システムは、利用側業務システム単位に別々の連携ファイル（全件・差分に関わらず）を作成すること。
例）個人住民税システム、児童手当システムのどちらもが、住民記録システムの同一データを利用する場合、住民記録システムは個人住民税システム、児童手当システム毎に別々の連携ファイルを作成する。

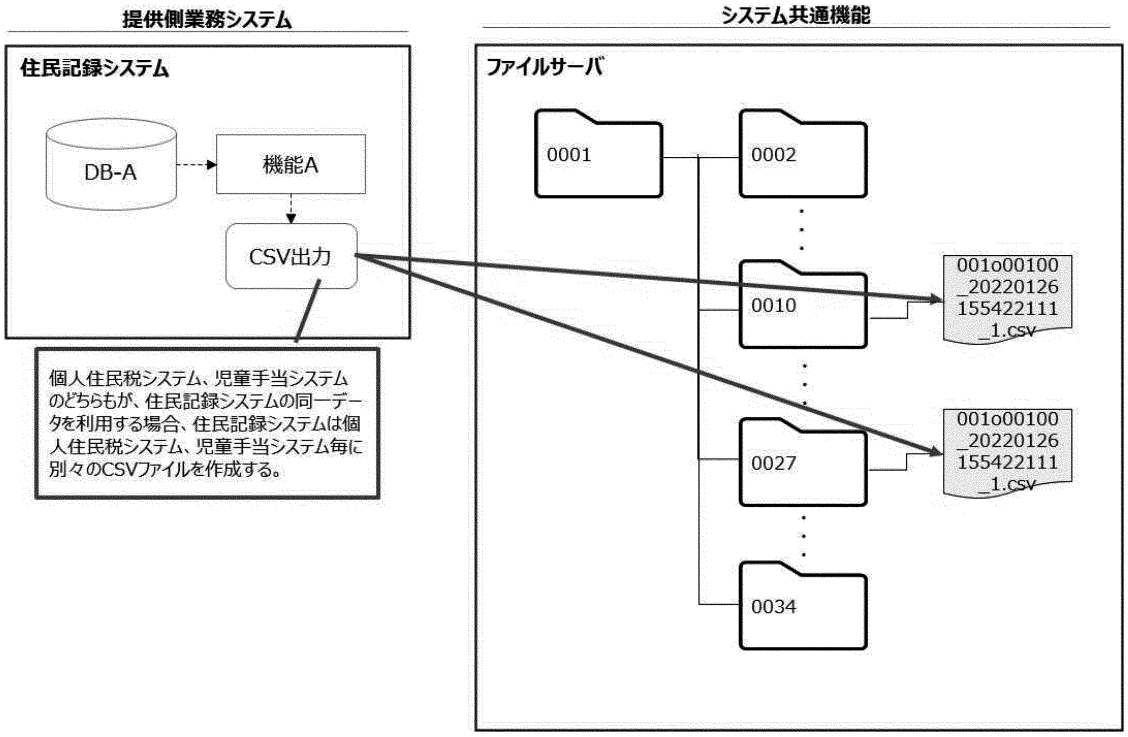


図 3-2　連携ファイル作成単位

②　データが０件の場合もヘッダ行のみの連携ファイルを出力すること。

3.3.4. 連携ファイル格納方法

①　提供側業務システムは、ファイルサーバ上の、提供側業務システムのフォルダ配下の利用側業務システムのサブフォルダに連携ファイルを格納すること。

例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダに格納する。児童手当システムは、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダを参照し、ファイル取込を行う。

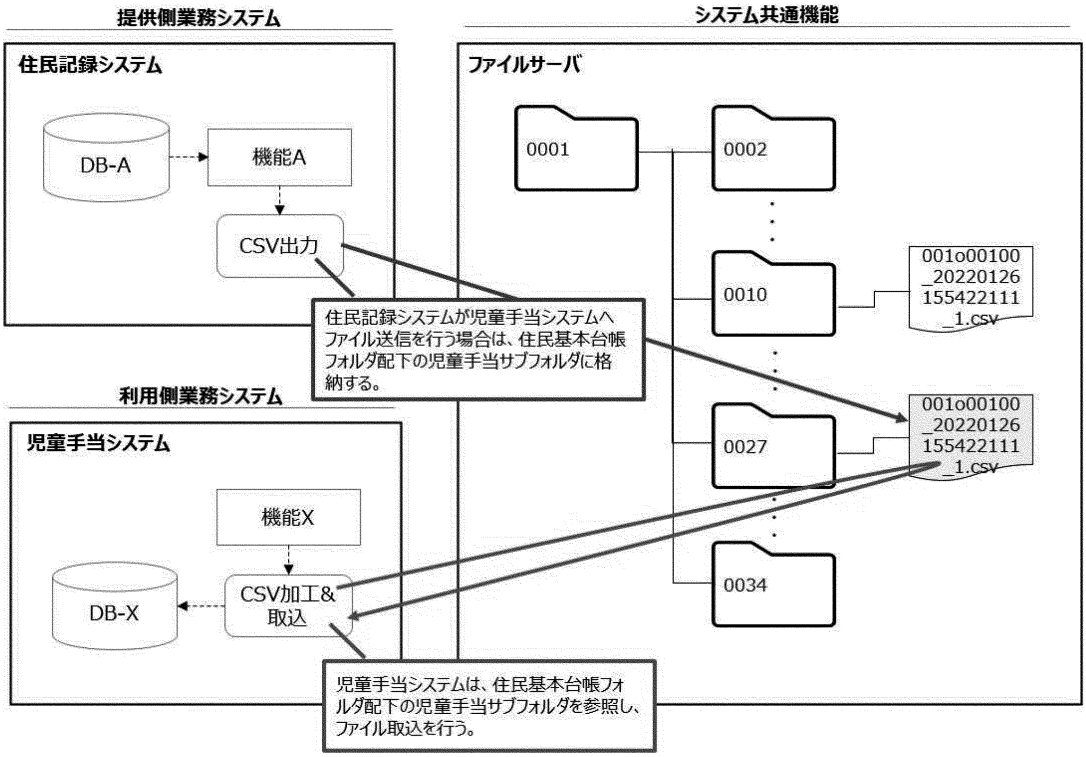


図 3-3　連携ファイル格納方法

②　ファイル転送用ツールを導入している場合、その利用を妨げない。

3.3.5. 連携ファイル検知方法

「2.3.5. 連携ファイル検知方法」のとおり。

3.3.6. 格納完了通知ファイル形式

「2.3.6. 格納完了通知ファイル形式」のとおり。

3.3.7. 格納完了通知ファイル作成単位

「2.3.7. 格納完了通知ファイル作成単位」のとおり。

3.3.8. 連携ファイル取込

「2.3.8. 連携ファイル取込」のとおり。

3.3.9.連携ファイル退避・移動

「2.3.9.連携ファイル退避・移動」のとおり。

3.3.10.退避・移動ファイル保存期間

「2.3.10.退避・移動ファイル保存期間」のとおり。

3.3.11.差分連携や削除データ連携における対応

「2.3.11.差分連携や削除データ連携における対応」のとおり。

3.4. 権限管理

①　本仕様書の「3.2.連携フォルダについて」にて定義したフォルダ及びサブフォルダ単位に、標準準拠システムに対して権限付与を行うこと。
　なお、権限付与は共通機能を提供する事業者が行うことを原則とし、不在の場合は自治体が付与すること。また、自治体内におけるファイルサーバの所管部局については、自治体にて判断すること。

＜提供側業務システムアクセス可能範囲＞
・　提供側業務システム自身と同じ業務 ID を持つフォルダのみアクセス可能とすること。
＜利用側業務システムアクセス可能範囲＞
・　利用側業務システム自身と同じ業務 ID を持つサブフォルダのみアクセス可能とすること。

例）児童手当システムは、児童手当フォルダ及び住民基本台帳等の業務 ID ごとに用意したフォルダ配下の児童手当サブフォルダにアクセス可能である。それ以外のフォルダ及びサブフォルダへのアクセスは許可しない。

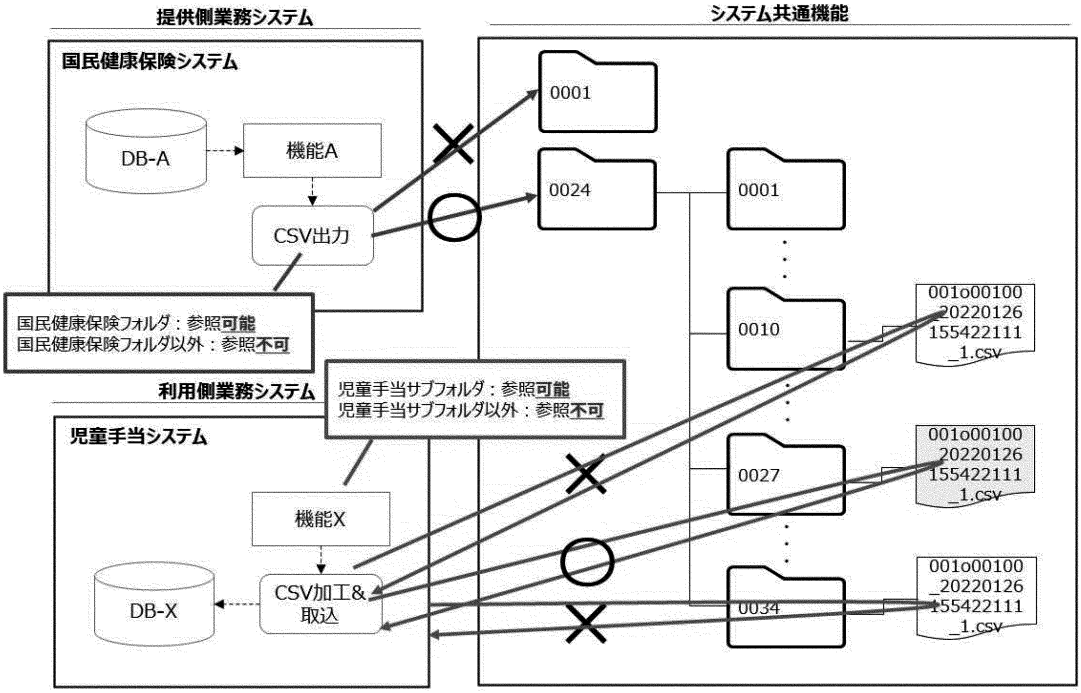

提供側業務システム
国民健康保険システム
DB-A
機能A
CSV出力
国民健康保険フォルダ：参照可能
国民健康保険フォルダ以外：参照不可
利用側業務システム
児童手当システム
機能X
DB-X
CSV加工&
取込
児童手当サブフォルダ：参照可能
児童手当サブフォルダ以外：参照不可
システム共通機能
0001
0024
0001
0010
0027
0034
001o00100
20220126
155422111
_1.csv
001o00100
20220126
155422111
_1.csv
001o00100
_20220126
155422111
_1.csv

図 3-4　権限管理

○デジタル庁・総務省告示第十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）第五条第二項の規定に基づき、庁内データ連携機能のうちＡＰＩ連携の詳細な技術仕様を次のとおり定める。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

（ＡＰＩ連携の認証認可）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（以下「命令」という。）第五条第二項の規定に基づく庁内データ連携機能におけるＡＰＩ連携は別表第一、別表第一付表第一、別表第一付表第二及び別表第一付表第三、別表第二、別表第二付表第一、別表第二付表第二及び別表第二付表第三並びに別表第三、別表第三付表第一、別表第三付表第二及び別表第三付表第三に掲げる方式によりＡＰＩ連携を利用する地方公共団体情報システムの認証認可を行うものとする。

（住登外者宛名番号管理機能とのＡＰＩ連携）

第二条　命令第五条第二項の規定に基づくＡＰＩ連携の技術仕様のうち住登外者宛名番号管理機能と地方公共団体情報システムの連携に必要となるＡＰＩ連携の技術仕様は、別表第四、別表第四付表第一及び別表第四付表第二並びに別表第五、別表第五付表第一及び別表第五付表第二に掲げるとおりとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

別表第一（第一条関係）
別表第1の適用に関する通則
一　認証単位は業務ID若しくは独自施策システム等ID単位の認証とする。なお、システム利用者ごとにAPIの利用可否を認可するものではない。
二　トークン発行方式は、Client Credentials Grantとする。なお、アクセストークンのみの発行とし、リフレッシュトークンの発行は許容しない
三　提供側業務システムは、認証認可サーバのイントロスペクションAPIを用いてアクセストークンの情報を取得すること。
四　アクセストークンは十分に短いライフサイクル（有効期限）を設定すること。
五　利用側業務システムが複数の提供側業務システムにアクセスする場合には、提供側業務システムごとにアクセストークンを発行する。アクセストークンの権限を最小に留めるため、複数の提供側業務システムへアクセス可能なアクセストークンの発行は行わないこと。
六　クライアントタイプはConfidential Clientとする。
七　採用する認証方式：client_secret_jwtの標準規格に従い、対称鍵であるHS256 （ハッシュ関数としてSHA-256を用いたHMAC）とする。
八　クライアントIDはクライアントを一意に識別するためのIDであり、「0-9」「A-Z」「a-z」の文字で構成される32文字の文字列とする。
九　クライアントシークレットはクライアントを認証する際に利用し、クライアントIDの所有者であることを確認するもので、32文字以上の文字列とする。
十　利用側業務システムの単位でクライアントIDを発行するものとする。
十一　Bearerトークンの送信方法はAuthorization Request Header Fieldとし、Authorizationヘッダに取得したアクセストークンを設定する。なお、利用側業務システムは一度のリクエストにおいて、複数の送信方法を同時に用いてはならない。

概要

本資料はOAuth2.0アクセストークン発行を実施するためのAPI仕様について記述したものである。
「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省令第８号）」の「文字要件」で定めた標準仕様に従う必要がある。
本APIでサポートするHTTPメソッドはPOSTとする。

提供可能なAPIコールについて

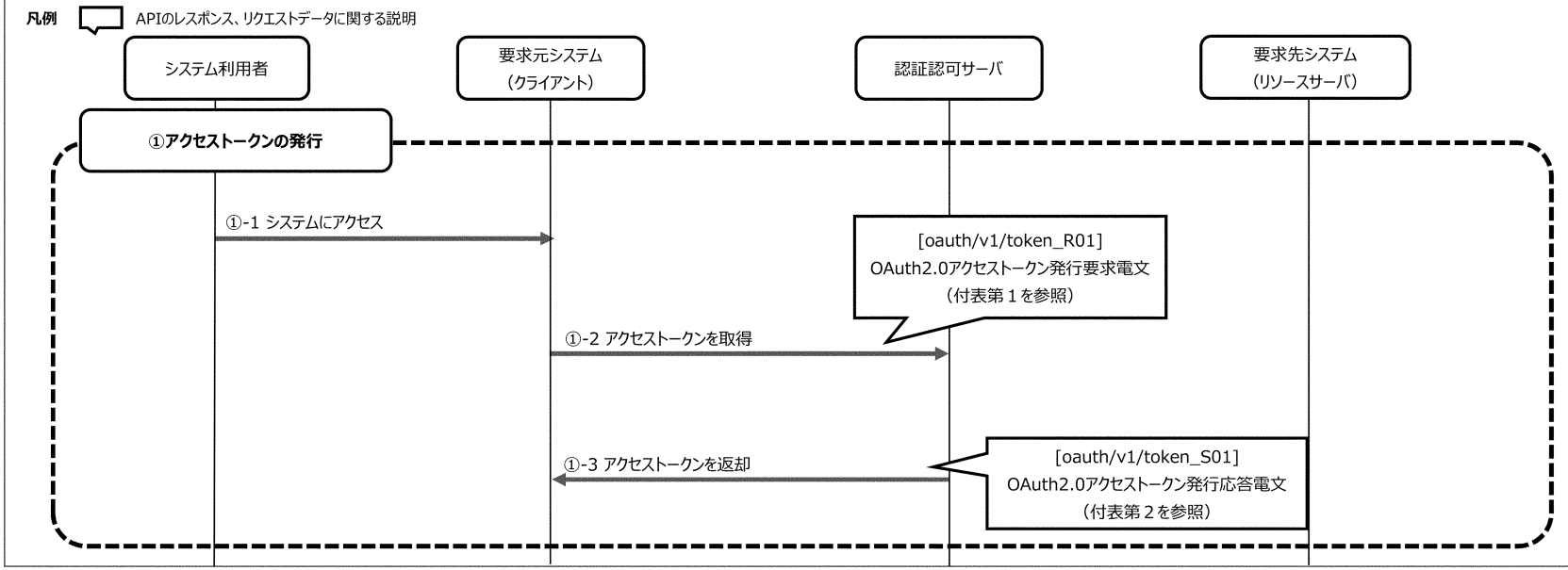
提供するAPIコールは、以下のとおりである。

No.	APIコール名	操作種類	概要
1	oauth/v1/token	Create	OAuth2.0アクセストークン発行を実施する。

APIコールにおける補足事項

■通信プロトコル
本APIを利用する際の通信プロトコルは、HTTP1.1以上を採用する。
■要求元認証
本APIの要求元認証は、認証方式：client_secret_jwtで行う。

シーケンス図



別表第一付表第一（第一条関係）

使用方法

本APIを使用してOAuth2.0アクセストークンの発行を要求する。
正常に発行が完了した場合は、アクセストークンが返却される。正常に発行されなかった場合は、失敗した理由がエラーメッセージとして返却される。
Content-typeにapplication/x-www-form-urlencodedを指定してデータを送信する形式でリクエストし、JSON形式で返却される。
HTTPメソッド：POST
リクエストヘッダー：Content-Type: application/x-www-form-urlencoded

留意事項

本APIが正常に終了した場合は、HTTPステータスコード200とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照）
送信したパラメータのチェックにてエラーとなった場合は、HTTPステータスコード400とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照）
クライアント認証情報（クライアントアサーション）が取得できない場合は、HTTPステータスコード401とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照）
処理が30秒以上経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない）※目安として30秒と記載しているが、性能テストを踏まえ、適切なタイムアウト時間を設定されたい
サービスメンテナンス時も同様に原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない）

上記以外の想定外エラーが発生した場合は、HTTPステータスコード503とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照）

※1 【必須】　：「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。

リクエストID	oauth/v1/token_R01

パラメータ

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	grant_type	グラントタイプ	利用するOAuth2.0のグラントタイプを指定する	◎	文字列	半角英字記号	18		"client_credentials"で固定
2	client_assertion_type	クライアントアサーションタイプ	利用するOAuth2.0のクライアントアサーションタイプ	◎	文字列	半角英字記号	54		"urn:ietf:params:oauth:client-assertion-type:jwt-bearer"で固定
3	client_assertion	クライアントアサーション	クライアントIDとクライアントシークレットから作成したクライアントアサーションJWT	◎	文字列	半角英数字記号	-		生成方法は「付表第３」参照
4	scope	利用するAPIのリスト	利用するAPIに対応するスコープを 「${提供側業務システムの業務システムID}:${リソース名}:${操作名}」で指定する スコープの文字列は下記に示す対応に基づいて決定する。 ・提供側業務システムの業務システムID：「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」の業務ID ・リソース名：「別表第４及び別表第５」のAPIコール名 ・操作名：「別表第４及び別表第５」の操作種類 複数のスコープの指定が必要である場合は、スペース区切りで指定する。	◎	文字列	半角英数字記号	-		複数の提供側業務システムにアクセスする場合は、提供側業務システムごとに最小限のスコープを付与すること。

別表第一付表第二（第一条関係）

留意事項											
※1 【必須】　：「◎」・・・ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。											
※2 【null設定有無】　：「-」・・・値にnullは設定されない。											
レスポンスID	oauth/v1/token_S01										
項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	文字種	データ長 桁数	備考	
■正常系（HTTPステータスコード：200、JSON形式でのレスポンス）											
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	-		
2	2	access_token	アクセストークン	アクセストークンの文字列	◎	-	文字列	半角英数字	-	データ長の桁数は、発行するアクセストークンの文字列長を指定	
3	2	token_type	トークンタイプ	アクセストークンの種別	◎	-	文字列	半角英字	6	"Bearer"固定	
4	2	expires_in	有効期間	アクセストークンの有効期間	◎	-	数値	-	-	単位は秒	
5	2	scope	スコープ	アクセストークンに紐付くスコープの一覧	◎	-	文字列	半角英数字記号	-	発行したトークンに紐付いているスコープ	
6					◎	-	構造化	-	-		
■正常系エラー（HTTPステータスコード：400 or 401、JSON形式でのレスポンス）											
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	-		
2	2	error	エラーコード	エラーコード	◎	-	文字列	半角英数字記号	-		
3	2	error_description	エラーメッセージ	エラーの内容	◎	-	文字列	全角半角英字	-		
4					◎	-	構造化	-	-		
■異常系（HTTPステータスコード：503、JSON形式でのレスポンス(ただし、30秒以上タイムアウトエラー、サービスメンテナンス中は、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却され、JSON形式では返却されない)）											
ー	ー	ボディなし			-	-	-	-	-		

エラーコード一覧

項番	エラーコード	エラーの内容	HTTPステータスコード
1	invalid_request	必須のパラメータが設定されていない、パラメータのフォーマットが異なる、などのパラメータエラー。	400
2	invalid_client	未登録のクライアントからのリクエスト、クライアントアサーションJWTが存在しない、クライアントアサーションJWTの検証が失敗するなどの場合。	401
3	unauthorized_client	登録はされているが、利用を許可されていないリクエスト元からのアクセスの場合。	401
4	unsupported_grant_type	grant_type に client_credentiald 以外が指定されていた場合。	400
5	invalid_scope	指定されたScopeに解釈できるものが存在しない場合など。	400

別表第一付表第三（第一条関係）

クライアントアサーションJWT生成方法

本APIのリクエストに必要なクライアントアサーションJWTの生成方法を記載する。

生成方法

1) ヘッダ部分のJSON文字列をbase64urlエンコードする

2) ペイロード部分のJSON文字列をbase64urlエンコードする

3) 1)で作成したbase64urlエンコード後の文字列と2)で作成したbase64urlエンコード後の文字列を"."で接続した文字列を、クライアントシークレットをキーに利用して、HMAC SHA-256アルゴリズムで計算した値をbase64urlエンコードする

4) 1)で作成したbase64urlエンコード後の文字列、2)で作成したbase64urlエンコード後の文字列、3)で作成したbase64urlエンコード後の文字列を"."で接続した値が、クライアントアサーションJWT

※1 【必須】　:「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。

ヘッダ (JSON)

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	alg	アルゴリズム	署名のアルゴリズム	◎	文字列	半角英字記号	5		"HS256"固定

ペイロード (JSON)

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	iss	発行者	クライアントアサーションJWTの発行者	◎	文字列	半角英数字記号	32		要求元システムのクライアントIDを指定（32文字）
2	sub	主体	クライアントアサーションJWTの主体	◎	文字列	半角英数字記号	32		要求元システムのクライアントIDを指定 （32文字）
3	aud	対象者	クライアントアサーションJWTの発行対象者	◎	文字列	半角英数字記号	-		基本的には、認証認可サーバのURL(認証認可サーバのissuerの値)を含むものとする ただし、認証認可サーバを示す識別子の範疇を超えない限り（トークンエンドポイント等）、認証認可サーバ側の判断による変更も可能とする。変更する場合は、RP側に必ずその旨を伝えること。
4	jti	JWT ID	JWTのID	◎	文字列	半角英数字記号	-		発行者が発行したJWTを一意に識別するためのID データの桁数は、一意に識別するために十分なエントロピーが確保可能な桁数を指定
5	exp	有効期限	クライアントアサーションJWTの有効期限	◎	数値	半角数字	10		発行されたクライアントアサーションJWTの有効期限のUNIX時間
6	iat	発行時刻	クライアントアサーションJWTの発行時刻	◎	数値	半角数字	10		発行されたクライアントアサーションJWTの発行時刻のUNIX時間

別表第二（第一条関係）
別表第２の適用に関する通則
別表第１の通則の規定は、この表の適用について準用する。

概要

本資料はOAuth2.0アクセストークン情報取得を実施するためのAPI仕様について記述したものである。
「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）」の「文字要件」で定めた標準仕様に従う必要がある。
本APIでサポートするHTTPメソッドはPOSTとする。

提供可能なAPIコールについて

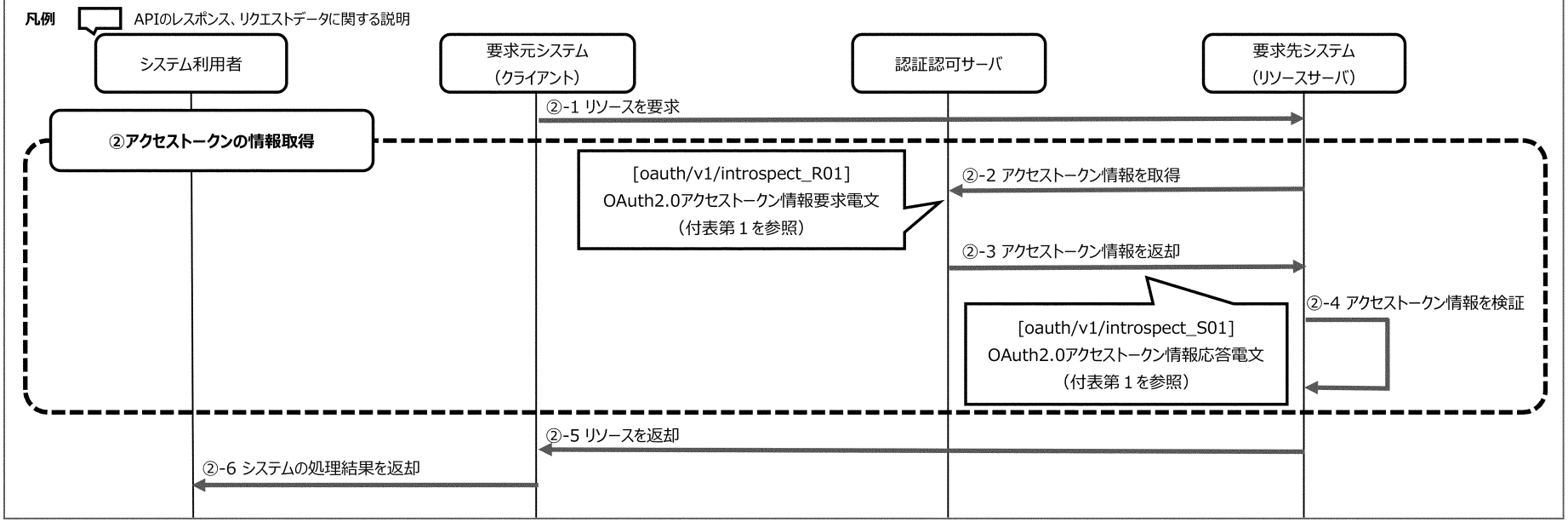
提供するAPIコールは、以下のとおりである。

No.	APIコール名	操作種類	概要
1	oauth/v1/introspect	Refer	OAuth2.0アクセストークン情報取得を実施する。

APIコールにおける補足事項

■通信プロトコル
本APIを利用する際の通信プロトコルは、HTTP1.1以上を採用する。
■要求元認証
本APIの要求元認証は、認証方式：client_secret_jwtで行う。

シーケンス図



別表第二付表第一（第一条関係）

使用方法
本APIを使用してOAuth2.0アクセストークンの情報取得を要求する。 正常に処理が完了した場合は、アクセストークンの情報取得結果が返却される。正常に処理されなかった場合は、失敗した理由がエラーメッセージとして返却される。 Content-typeにapplication/x-www-form-urlencodedを指定してデータを送信する形式でリクエストし、JSON形式で返却される。 HTTPメソッド：POST リクエストヘッダー：Content-Type: application/x-www-form-urlencoded
留意事項
本APIが正常に終了した場合は、HTTPステータスコード200とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 送信したパラメータのチェックにてエラーとなった場合は、HTTPステータスコード400とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） クライアント認証情報（クライアントアサーション）が取得できない場合は、HTTPステータスコード401とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 処理が30秒以上経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない）※目安として30秒と記載しているが、性能テストを踏まえ、適切なタイムアウト時間を設定されたい サービスメンテナンス時も同様に原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない） 上記以外の想定外エラーが発生した場合は、HTTPステータスコード503とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） ※1 【必須】　：「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。

リクエストID	oauth/v1/introspect_R01

パラメータ

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	token	トークン	情報を取得するトークン文字列	◎	文字列	半角英字記号	-		アクセストークンの文字列を指定
2	token_type_hint	トークンの種類	情報を取得するトークンの種類	◎	文字列	半角英字記号	12		"access_token"で固定
3	client_assertion_type	クライアントアサーションタイプ	利用するOAuth2.0のクライアントアサーションタイプ	◎	文字列	半角英字記号	54		"urn:ietf:params:oauth:client-assertion-type:jwt-bearer"で固定
4	client_assertion	クライアントアサーション	クライアントIDとクライアントシークレットから作成したクライアントアサーションJWT	◎	文字列	半角英数字記号	-		生成方法は「付表第３」参照

別表第二付表第二（第一条関係）

留意事項											
※1【必須】　：「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。「」（空白）･･･パラメータまたはオブジェクトが出現しない場合がある。											
※2【null設定有無】　：「○」･･･ 値にnullが設定される場合がある。「-」･･･値にnullは設定されない。											
レスポンスID	oauth/v1/introspect_S01										
項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	文字種	データ長 桁数	備考	
■正常系（HTTPステータスコード：200、JSON形式でのレスポンス）											
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	-		
2	2	active	アクティブ	アクセストークンのアクティブ状態	◎	-	boolean	-	-	アクティブなトークンの場合はtrue、そうでない場合はfalseを指定	
3	2	scope	スコープ	アクセストークンに紐付くスコープの一覧	-	○	文字列	半角英数字記号	-	発行したトークンに紐付いているスコープ （"active": trueの場合のみ必須）	
4	2	iss	発行者	アクセストークンの発行者	-	○	文字列	半角英数字記号	32	認証認可サーバのURL （"active": trueの場合のみ必須）	
5	2	client_id	クライアントID	アクセストークン発行対象のクライアント	-	○	文字列	半角英字	32	32文字のクライアントID （"active": trueの場合のみ必須）	
6	2	token_type	トークンタイプ	アクセストークンの種別	-	○	文字列	半角英字	6	"Bearer"固定 （"active": trueの場合のみ必須）	
7	2	exp	有効期限	アクセストークンの有効期限	-	○	数値	半角数字	10	発行されたクライアントアサーションJWTの有効期限のUNIX時間 （"active": trueの場合のみ必須）	
8	2	iat	発行時刻	アクセストークンの発行時刻	-	○	数値	半角数字	10	発行されたクライアントアサーションJWTの発行時刻のUNIX時間 （"active": trueの場合のみ必須）	
9					◎	-	構造化	-	-		
■正常系エラー（HTTPステータスコード：400 or 401、JSON形式でのレスポンス）											
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	-		
2	2	error	エラーコード	エラーコード	◎	-	文字列	半角英数字	-		
3	2	error_description	エラーメッセージ	エラーの内容	◎	-	文字列	全角半角英字	-		
4					◎	-	構造化	-	-		
■異常系（HTTPステータスコード：503、JSON形式でのレスポンス(ただし、30秒以上タイムアウトエラー、サービスメンテナンス中は、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却され、JSON形式では返却されない)）											
－	－	ボディなし			-	-	-	-	-		

エラーコード一覧

項番	エラーコード	エラーの内容	HTTPステータスコード
1	invalid_request	必須のパラメータが設定されていない、パラメータのフォーマットが異なる、などのパラメータエラー。	400
2	invalid_client	未登録のクライアントからのリクエスト、クライアントアサーションJWTが存在しない、クライアントアサーションJWTの検証が失敗するなどの場合。	401
3	unauthorized_client	登録はされているが、利用を許可されていないリクエスト元からのアクセスの場合。	401

別表第二付表第三（第一条関係）

クライアントアサーションJWT生成方法
本APIのリクエストに必要なクライアントアサーションJWTの生成方法を記載する。
生成方法
1) ヘッダ部分のJSON文字列をbase64urlエンコードする 2) ペイロード部分のJSON文字列をbase64urlエンコードする 3) 1)で作成したbase64urlエンコード後の文字列と2)で作成したbase64urlエンコード後の文字列を"."で接続した文字列を、クライアントシークレットをキーに利用して、HMAC SHA-256アルゴリズムで計算した値をbase64urlエンコードする 4) 1)で作成したbase64urlエンコード後の文字列、2)で作成したbase64urlエンコード後の文字列、3)で作成したbase64urlエンコード後の文字列を"."で接続した値が、クライアントアサーションJWT ※1 【必須】　:「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。

ヘッダ (JSON)

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	alg	アルゴリズム	署名のアルゴリズム	◎	文字列	半角英字記号	5		"HS256"固定

ペイロード (JSON)

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	iss	発行者	クライアントアサーションJWTの発行者	◎	文字列	半角英数字記号	32		要求元システムのクライアントIDを指定（32文字）
2	sub	主体	クライアントアサーションJWTの主体	◎	文字列	半角英数字記号	32		要求元システムのクライアントIDを指定（32文字）
3	aud	対象者	クライアントアサーションJWTの発行対象者	◎	文字列	半角英数字記号	-		基本的には、認証認可サーバのURL(認証認可サーバのissuerの値)を含むものとする ただし、認証認可サーバを示す識別子の範疇を超えない限り（トークンエンドポイント等）、認証認可サーバ側の判断による変更も可能とする。変更する場合は、RP側に必ずその旨を伝えること。
4	jti	JWT ID	JWTのID	◎	文字列	半角英数字記号	-		発行者が発行したJWTを一意に識別するためのID データの桁数は、一意に識別するために十分なエントロピーが確保可能な桁数を指定
5	exp	有効期限	クライアントアサーションJWTの有効期限	◎	数値	半角数字	10		発行されたクライアントアサーションJWTの有効期限のUNIX時間
6	iat	発行時刻	クライアントアサーションJWTの発行時刻	◎	数値	半角数字	10		発行されたクライアントアサーションJWTの発行時刻のUNIX時間

別表第三（第一条関係）
別表第３の適用に関する通則
別表第１の通則の規定は、この表の適用について準用する。

概要

本資料はOAuth2.0アクセストークンの無効化を実施するためのAPI仕様について記述したものである。
「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）」の「文字要件」で定めた標準仕様に従う必要がある。
本APIでサポートするHTTPメソッドはPOSTとする。

提供可能なAPIコールについて

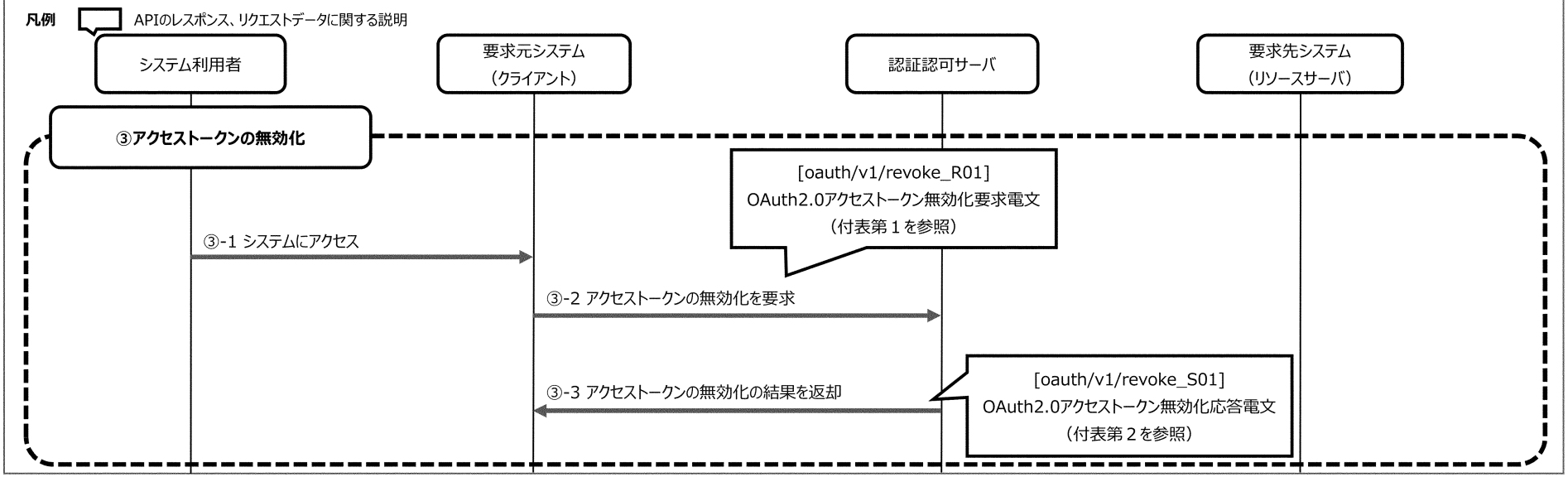
提供するAPIコールは、以下のとおりである。

No.	APIコール名	操作種類	概要
1	oauth/v1/revoke	revoke	OAuth2.0アクセストークンの無効化を実施する。

APIコールにおける補足事項

■通信プロトコル
本APIを利用する際の通信プロトコルは、HTTP1.1以上を採用する。
■要求元認証
本APIの要求元認証は、認証方式：client_secret_jwtで行う。

シーケンス図



別表第三付表第一（第一条関係）

使用方法
本APIを使用してOAuth2.0アクセストークンの無効化を要求する。 正常に処理が完了した場合は、アクセストークンの無効化が実施される。正常に処理されなかった場合は、失敗した理由がエラーメッセージとして返却される。 Content-typeにapplication/x-www-form-urlencodedを指定してデータを送信する形式でリクエストし、JSON形式で返却される。 HTTPメソッド：POST リクエストヘッダー：Content-Type: application/x-www-form-urlencoded
留意事項
本APIが正常に終了またはアクセストークンが既に無効の場合は、HTTPステータスコード200とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 送信したパラメータのチェックにてエラーとなった場合は、HTTPステータスコード400とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 未登録のクライアントの場合は、HTTPステータスコード401とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 処理が30秒以上経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない）※目安として30秒と記載しているが、性能テストを踏まえ、適切なタイムアウト時間を設定されたい サービスメンテナンス時も同様に原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない） 上記以外の想定外エラーが発生した場合は、HTTPステータスコード503とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） ※1 【必須】　：「◎」・・・ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。

リクエストID	oauth/v1/revoke_R01

パラメータ

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	token	トークン	無効化をするトークン文字列	◎	文字列	半角英字記号	-		アクセストークンの文字列を指定
2	token_type_hint	トークンの種類	無効化をするトークンの種類	◎	文字列	半角英字記号	12		"access_token"で固定
3	client_assertion_type	クライアントアサーションタイプ	利用するOAuth2.0のクライアントアサーションタイプ	◎	文字列	半角英数字記号	54		"urn:ietf:params:oauth:client-assertion-type:jwt-bearer"で固定
4	client_assertion	クライアントアサーション	クライアントIDとクライアントシークレットから作成したクライアントアサーションJWT	◎	文字列	半角英数字記号	-		生成方法は「付表第３」参照

別表第三付表第二（第一条関係）

留意事項
※1 【必須】　：「◎」・・・ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。「」（空白）・・・パラメータまたはオブジェクトが出現しない場合がある。 ※2 【null設定有無】　：「-」・・・値にnullは設定されない。

レスポンスID	oauth/v1/revoke_S01

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	文字種	データ長 桁数
■正常系（HTTPステータスコード：200、JSON形式でのレスポンス）									
－	－	ボディなし			-	-	-	-	-
■正常系エラー（HTTPステータスコード：400, 401, 403, or 200、JSON形式でのレスポンス）									
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	-
2	2	error	エラーコード	エラーコード	◎	-	文字列	半角英数字記号	-
3	2	error_description	エラーメッセージ	エラーの内容	◎	-	文字列	全角半角英字	-
4					◎	-	構造化	-	-
■異常系（HTTPステータスコード：503、JSON形式でのレスポンス(ただし、30秒以上タイムアウトエラー、サービスメンテナンス中は、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却され、JSON形式では返却されない)）									
－	－	ボディなし			-	-	-	-	-

エラーコード一覧

項番	エラーコード	エラーの内容	HTTPステータスコード
1	invalid_request	必須のパラメータが設定されていない、パラメータのフォーマットが異なる、などのパラメータエラー。	400
2	invalid_client	未登録のクライアントからのリクエストの場合。	401
3	invalid_token	アクセストークンが期限切れ、失効、または指定されたアクセストークンが存在しない場合。	200

別表第三付表第三（第一条関係）

クライアントアサーションJWT生成方法
本APIのリクエストに必要なクライアントアサーションJWTの生成方法を記載する。
生成方法
1) ヘッダ部分のJSON文字列をbase64urlエンコードする 2) ペイロード部分のJSON文字列をbase64urlエンコードする 3) 1)で作成したbase64urlエンコード後の文字列と2)で作成したbase64urlエンコード後の文字列を"."で接続した文字列を、クライアントシークレットをキーに利用して、HMAC SHA-256アルゴリズムで計算した値をbase64urlエンコードする 4) 1)で作成したbase64urlエンコード後の文字列、2)で作成したbase64urlエンコード後の文字列、3)で作成したbase64urlエンコード後の文字列を"."で接続した値が、クライアントアサーションJWT ※1 【必須】　:「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。

ヘッダ (JSON)

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	alg	アルゴリズム	署名のアルゴリズム	◎	文字列	半角英字記号	5		"HS256"固定

ペイロード (JSON)

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須 ※1	データ型	文字種	データ長 桁数	検索方法	備考
1	iss	発行者	クライアントアサーションJWTの発行者	◎	文字列	半角英数字記号	32		要求元システムのクライアントIDを指定（32文字）
2	sub	主体	クライアントアサーションJWTの主体	◎	文字列	半角英数字記号	32		要求元システムのクライアントIDを指定（32文字）
3	aud	対象者	クライアントアサーションJWTの発行対象者	◎	文字列	半角英数字記号	-		基本的には、認証認可サーバのURL(認証認可サーバのissuerの値)を含むものとする ただし、認証認可サーバを示す識別子の範疇を超えない限り（トークンエンドポイント等）、認証認可サーバ側の判断による変更も可能とする。変更する場合は、RP側に必ずその旨を伝えること。
4	jti	JWT ID	JWTのID	◎	文字列	半角英数字記号	-		発行者が発行したJWTを一意に識別するためのID データの桁数は、一意に識別するために十分なエントロピーが確保可能な桁数を指定
5	exp	有効期限	クライアントアサーションJWTの有効期限	◎	数値	半角数字	10		発行されたクライアントアサーションJWTの有効期限のUNIX時間
6	iat	発行時刻	クライアントアサーションJWTの発行時刻	◎	数値	半角数字	10		発行されたクライアントアサーションJWTの発行時刻のUNIX時間

別表第四（第二条関係）
別表第４の適用に関する通則
別表第１の通則の規定は、この表の適用について準用する。

概要

本資料は、住登外者宛名番号付番APIをAPIコールして実施するためのAPI仕様について記述したものである。
「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）」の「文字要件」で定めた標準仕様に従う必要がある。
本APIでサポートするHTTPメソッドはPOSTとする。

提供可能なAPIコールについて

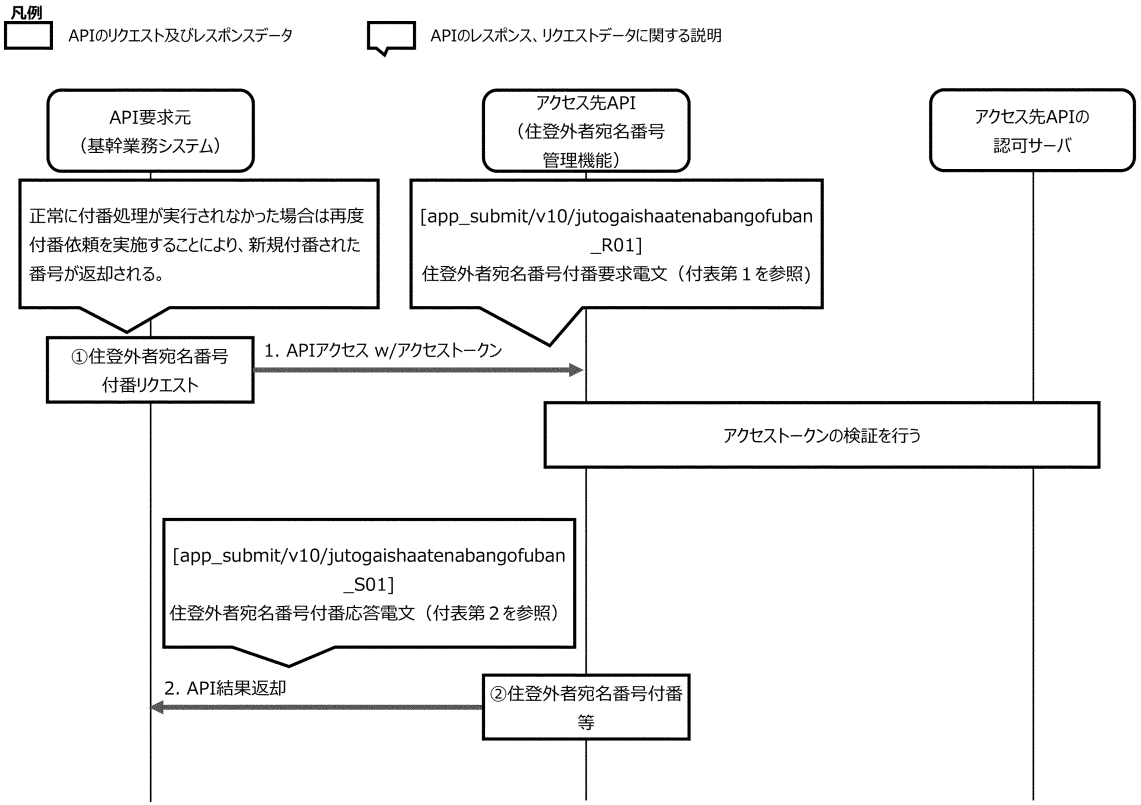
提供するAPIコールは、以下のとおりである。

No.	APIコール名	操作種類	概要
1	app_submit/v10/jutogaishaatenabangofuban	Create	基幹業務システムの住登外者宛名番号付番依頼機能 - 住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番依頼受信機能、住登外者宛名基本情報送信機能 リクエストパラメータを元に住登外者宛名番号の付番依頼を行う。（付表第１を参照）

APIコールにおける補足事項

■通信プロトコル
本APIを利用する際の通信プロトコルは、HTTP1.1以上を採用する。
■要求元認証
本APIの要求元認証は、OAuth2.0 アクセストークン：Bearerタイプ、認証方式：client_secret_jwtで行う。
※将来的にID連携に係る対応方針の整理が進められる可能性を踏まえ、当面の間、暫定措置として、以下の認証方式の実装も可能とする。
-OAuth2.0 （アクセストークン：Bearer client_secret_basic）

シーケンス図



別表第四付表第一（第二条関係）

使用方法
本APIを使用して住登外者宛名番号を付番し、登録する。 正常に登録が完了した場合は、処理結果情報が返却される。正常に登録されなかった場合は、失敗した理由がエラーメッセージとして返却される。 リクエスト/レスポンスは共にJSON形式とする。 HTTPメソッド：POST
留意事項
本APIが正常に終了した場合は、HTTPステータスコード200とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第１を参照） 送信したパラメータのチェックにてエラーとなった場合は、HTTPステータスコード400とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第１を参照） 認証情報が取得できないまたはアクセストークンが未指定の場合は、HTTPステータスコード401とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第１を参照） 処理が30秒以上※経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない）※目安として30秒と記載しているが、性能テストを踏まえ、適切なタイムアウト時間を設定されたいサービスメンテナンス時も同様に原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない） 上記以外の想定外エラーが発生した場合は、HTTPステータスコード503とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第１を参照） ※1【必須】　：「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。 ※※で始まる記載については、パラメーターが「条件付き必須」の場合の条件を記載

リクエストID	app_submit/v10/jutogaishaatenabangofuban_R01
Content-Type	application/json

パラメータ

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
1	shikuchosonkodo	市区町村コード	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	◎	X	6		「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること
2	kojinbango	個人番号	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するために各市区町村から住民に指定される番号		X	12		
3	shimei	氏名	住登外者の氏名		N	100		・日本人住登外者の場合は、氏と名の間に全角の空白を一文字入れる ・漢字氏名がある外国人住登外者の場合は、ローマ字氏名＋漢字氏名の形で記載し、間に全角の空白を一文字入れる ・外国人住登外者の場合は、氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・氏名未定でない場合は出力すること
4	uji_nihonjin	氏_日本人	日本人住登外者の氏		N	50		日本人住登外者の場合は出力すること
5	na_nihonjin	名_日本人	日本人住登外者の名		N	50		日本人住登外者の場合かつ名未定ではない場合は出力すること
6	shimei_gaikokujinromaji	氏名_外国人ローマ字	外国人住登外者の氏名（ローマ字）		N	100		・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・ローマ字表記での氏名を有する外国人住登外者は出力すること
7	shimei_gaikokujinkanji	氏名_外国人漢字	外国人住登外者の氏名（漢字）		N	100		・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・漢字表記での氏名を有する外国人住登外者は出力すること

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※１	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
8	shimei_furigana	氏名_振り仮名（フリガナ）	住登外者の氏名の振り仮名若しくはフリガナ		N	100		・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に空白を一文字入れる ・ローマ字表記での氏名のみを有している等でフリガナを保有していない外国人住登外者の場合以外は、出力すること ・カタカナにて出力すること
9	uji_nihonjin_furigana	氏_日本人_振り仮名	日本人住登外者の氏（振り仮名）		N	50		・日本人住登外者の場合は出力すること ・カタカナにて出力すること
10	na_nihonjin_furigana	名_日本人_振り仮名	日本人住登外者の名（振り仮名）		N	50		・日本人住登外者の場合かつ名未定ではない場合は出力すること ・カタカナにて出力すること
11	tsusho	通称	外国人住登外者の通称		N	100		氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる
12	tsusho_furigana	通称_フリガナ	外国人住登外者の通称（フリガナ）		N	100		氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる
13	tsusho_furiganakakuninjokyo	通称_フリガナ確認状況	外国人住登外者の通称（フリガナ）について、本人確認有無を示すフラグ（0：無、1：有）		X	1		※※通称_フリガナを入力した場合は必須
14	seibetsu	性別	住登外者の性別を示すコード		X	1		
15	seinengappi	生年月日	住登外者の生年月日		DATE	10		不詳日を許容する（不詳の場合は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）に規定するとおり出力すること）
16	seinengappi_fushofuragu	生年月日_不詳フラグ	生年月日が不詳の場合に、不詳であることを示すフラグ（0：不詳でない、1：不詳）		X	1		
17	seinengappi_fushohyoki	生年月日_不詳表記	生年月日が不詳である場合の不詳日表記		N	72		※※生年月日_不詳フラグが1の場合は必須
18	jusho_shikuchosonkodo	住所_市区町村コード	住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別できるコード（指定都市においては区までを特定）		X	6		「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること
19	jusho_choazakodo	住所_町字コード	住所（町字）を一意に識別できるコード		X	7		・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
20	shiteitoshi_gyoseikutokodo	指定都市_行政区等コード	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード		X	12		・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード
21	jusho_todofuken	住所_都道府県	住登外者の住所における都道府県		N	4		
22	jusho_shikugunchosonmei	住所_市区郡町村名	住登外者の住所における市区郡町村名		N	12		
23	jusho_choaza	住所_町字	住登外者の住所における町字（丁目を含む）		N	120		住所に町字が存在する場合は出力すること
24	jusho_banchigohyoki	住所_番地号表記	住登外者の住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。）		N	50		住所に番地号が存在する場合は出力すること
25	jusho_katagaki	住所_方書	住登外者の住所における方書		N	300		住所に方書が存在する場合は出力すること
26	jusho_katagaki_furigana	住所_方書_フリガナ	住登外者の住所における方書（フリガナ）		N	300		
27	jusho_yubinbango	住所_郵便番号	住登外者の住所における郵便番号		X	7		
28	jusho_kokumeikodo	住所_国名コード	国名コード		X	3		・各自治体にて入管指定コード又はJIS X0304をベースに任意に規定する ・JIS X0304で規定する場合はアルファベット3文字とする
29	jusho_kokumeito	住所_国名等	国名名称		N	100		※※住所_国名コードを入力した場合は必須
30	jusho_kokugaijusho	住所_国外住所	国外住所		N	300		
31	gyomuid	業務ID	住登外者宛名基本情報を登録、利用する業務のID		X	3		・デジタル庁によって定められた「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」にしたがって業務IDを設定すること ・対象のIDがない場合にはデフォルト値を設定すること。デフォルト値は「000」
32	dokujishisakushisutemutoid	独自施策システム等ID	住登外者宛名基本情報を登録、利用する独自施策システム等のID		X	3		・独自施策システム等IDを設定すること ・対象のIDがない場合にはデフォルト値を設定すること。デフォルト値は「000」

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
33	nayosemotofuragu	名寄せ元フラグ	名寄せを実施した際に名寄せ元を判断するフラグ	◎	X	1		デフォルトは「0」
34	nayosesakiatenabango	名寄せ先宛名番号	・名寄せを実施した際に名寄せ先となる宛名番号が存在する場合、入力される番号 ・住登外者宛名番号管理機能においては「住登外者宛名番号」を管理する		X	15		※※名寄せ元フラグが1の場合は必須
35	tagyomusanshofukafuragu	他業務参照不可フラグ	宛名基本情報を登録した基幹業務システム以外の基幹業務システムが参照可能かどうかを示すためのコード	◎	X	1		・住基ネットから取得した宛名基本情報など、他の基幹業務システムが参照してはならない宛名基本情報である場合に登録する ・他業務参照不可フラグが1（不可）の場合、業務IDもしくは独自施策システム等IDが一致する場合のみ宛名基本情報を返却すること。
36	sosashaid	操作者ID	操作者を一意に識別するコード	◎	X	10		
37	sosanengappi	操作年月日	操作を行った年月日	◎	DATE	10		
38	sosajikoku	操作時刻	操作を行った時刻	◎	TIME	8		

別表第四付表第二（第二条関係）

留意事項										
※1 【必須】　：「◎」・・・ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。										
※2 【null設定有無】　：「-」・・・値にnullは設定されない。										
レスポンスID	app_submit/v10/jutogaishaatenabangofuban_S01									
Content-Type	application/json;charset=UTF-8									
項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	データ長 桁数	備考	
■正常系（HTTPステータスコード：200、JSON形式でのレスポンス）										
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-		
2	2	metadata	レスポンスメタデータ	レスポンスについてのメタデータを格納する	◎	-	構造化	-		
3	3	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N	100		
4	3	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N	10	"登録が完了しました。"固定値	
5	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化	-		
6	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化	-		
7	4	href	URL	URL	◎	-	X	200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。	
8	2	result	処理結果データ	処理結果のデータを格納する	◎	-	配列構造化	-		
9	3	shikuchosonkodo	市区町村コード	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	◎	-	X	6	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること	
10	3	atenabango	宛名番号	・自治体内において、個人を一意に識別する番号 ・住登外者宛名番号管理機能においては「住登外者宛名番号」を管理する。	◎	-	X	15		
11	3	rirekibango	履歴番号	宛名番号ごとに履歴情報を管理する番号	◎	-	9	3		
12	3	sosashaid	操作者ID	操作者を一意に識別するコード	◎	-	X	10		
13	3	sosanengappi	操作年月日	操作を行った年月日	◎	-	DATE	10		
14	3	sosajikoku	操作時刻	操作を行った時刻	◎	-	TIME	8		
15					◎	-	-	-		

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	データ長 桁数	備考
■正常系エラー（HTTPステータスコード：400、JSON形式でのレスポンス）									
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	
2	2	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N	100	
3	2	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N	11	"エラーが発生しました。"固定値
4	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化	-	
5	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化	-	
6	4	href	URL	URL	◎	-	X	200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
7	2	errors	エラーリスト	パラメータをチェックした結果のリスト	◎	-	配列構造化	-	
8	3	code	エラーコード	エラーにつけられている番号	◎	-	X	5	エラーコード一覧のエラーコードが入る。
9	3	message	エラーメッセージ	エラーの内容	◎	-	X,N混在	-	エラーコード一覧のエラーメッセージが入る。
10					◎	-	-	-	
■正常系エラー（HTTPステータスコード：401、JSON形式でのレスポンス）									
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	
2	2	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N	100	
3	2	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N	14	"アクセストークンが無効です。"固定値
4	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化	-	
5	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化	-	
6	4	href	URL	URL	◎	-	X	200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
7					◎	-	-	-	

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	データ長 桁数	備考
■異常系（HTTPステータスコード：503、JSON形式でのレスポンス(ただし、30秒以上タイムアウトエラー、サービスメンテナンス中は、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却され、JSON形式では返却されない))									
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化	-	
2	2	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N	100	
3	2	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N	15	"想定外のエラーが発生しました。"固定値
4	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化	-	
5	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化	-	
6	4	href	URL	URL	◎	-	X	200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
7					◎	-	-	-	

エラーコード一覧

項番	エラーコード	エラー名	エラー内容	備考
1	E0001	必須エラー	【項目名】が設定されていません。	必須のパラメータが設定されていない状態。
2	E0002	指定文字エラー	【項目名】は【指定文字】で設定してください。	パラメータの文字種に指定できない文字が使われている状態。
3	E0003	桁数エラー（固定項目）	【項目名】はX桁で設定してください。	パラメータの固定桁項目の桁数が誤っている状態。
4	E0004	相関チェックエラー	【項目名】が設定されている場合、【項目名】は設定必須です。	パラメータの項目設定が誤っている状態。

別表第五（第二条関係）
別表第５の適用に関する通則
別表第１の通則の規定は、この表の適用について準用する。

概要

本資料は、住登外者宛名基本情報照会APIをAPIコールして実施するためのAPI仕様について記述したものである。
「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）」の「文字要件」で定めた標準仕様に従う必要がある。
本APIでサポートするHTTPメソッドはPOSTとする。

提供可能なAPIコールについて

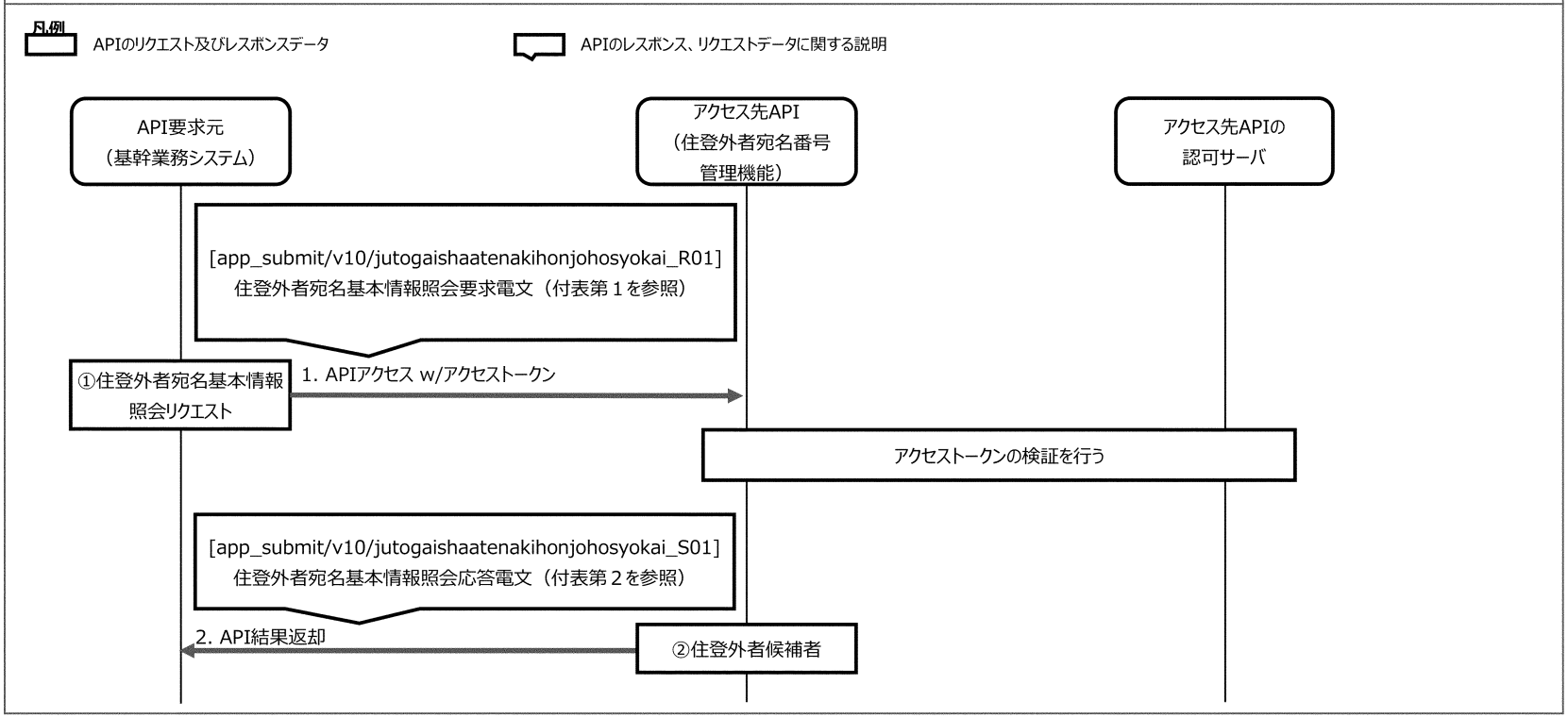
提供するAPIコールは、以下のとおりである。

No.	APIコール名	操作種類	概要
1	app_submit/v10/jutogaishaatenakihonjohosyokai	Read	基幹業務システムの住登外者宛名基本情報照会依頼機能 - 住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会機能 リクエストパラメータを元に住登外者候補者の宛名基本情報の照会依頼を行う。（付表第１を参照）

APIコールにおける補足事項

■通信プロトコル
本APIを利用する際の通信プロトコルは、HTTP1.1以上を採用する。
■要求元認証
本APIの要求元認証は、OAuth2.0 アクセストークン：Bearerタイプ、認証方式：client_secret_jwtで行う。
※将来的にID連携に係る対応方針の整理が進められる可能性を踏まえ、当面の間、暫定措置として、以下の認証方式の実装も可能とする。
-OAuth2.0 （アクセストークン：Bearer client_secret_basic）

シーケンス図



別表第五付表第一（第二条関係）

使用方法
本APIを使用して住登外者宛名基本情報を照会する。抽出条件は、パラメータに設定した値のAND条件とし、パラメータが未入力の場合は抽出条件の対象外となる。 正常に照会が完了した場合は、処理結果情報が返却される。既に宛名番号が付番されている住登外者宛名基本情報がある場合、候補となる住登外者宛名基本情報が返却される。正常に登録されなかった場合は、失敗した理由がエラーメッセージとして返却される。 リクエスト/レスポンスは共にJSON形式とする。 HTTPメソッド:POST
留意事項
本APIが正常に終了した場合は、HTTPステータスコード200とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） データを複数取得する際に件数を分割して取得しなければならない場合（データ量が多く30秒以上経過しタイムアウトになること防ぐ場合、一部データを取得したい場合等）、パラメータにlimit、offsetを記載する。 送信したパラメータのチェックにてエラーとなった場合は、HTTPステータスコード400とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 認証情報が取得できないまたはアクセストークンが未指定の場合は、HTTPステータスコード401とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） 処理が30秒以上※経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない）※目安として30秒と記載しているが、性能テストを踏まえ、適切なタイムアウト時間を設定されたいサービスメンテナンス時も同様に原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却される。（JSON形式では返却されない） 上記以外の想定外エラーが発生した場合は、HTTPステータスコード503とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。（付表第２を参照） ※１【必須】　：「◎」･･･ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。「」（空白）･･･パラメータまたはオブジェクトが出現しない場合がある。 ※※で始まる記載については、パラメーターが「条件付き必須」の場合の条件を記載

リクエストID	app_submit/v10/jutogaishaatenakihonjohosyokai_R01
Content-Type	application/json

パラメータ

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※１	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
1	shikuchosonkodo	市区町村コード	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	◎	X	6		「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること
2	atenabango	宛名番号	・自治体内において、個人を一意に識別する番号 ・住登外者宛名番号管理機能においては「住登外者宛名番号」を管理する。		X	15		
3	atenabango_kensakujoken	宛名番号_検索条件	宛名番号の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※宛名番号を入力した場合は必須
4	kojinbango	個人番号	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するために各市区町村から住民に指定される番号		X	12	完全一致	
5	shimei	氏名	住登外者の氏名		N	100		・日本人住登外者の場合は、氏と名の間に全角の空白を一文字入れる ・漢字氏名がある外国人住登外者の場合は、ローマ字氏名＋漢字氏名の形で記載し、間に全角の空白を一文字入れる ・外国人住登外者の場合は、氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・氏名未定でない場合は出力すること
6	shimei_kensakujoken	氏名_検索条件	住登外者の氏名の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※氏名を入力した場合は必須
7	uji_nihonjin	氏_日本人	日本人住登外者の氏		N	50		日本人住登外者の場合は出力すること

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
8	uji_nihonjin_kensakujoken	氏_日本人_検索条件	住登外者の氏の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※氏_日本人を入力した場合は必須
9	na_nihonjin	名_日本人	日本人住登外者の名		N	50		日本人住登外者の場合かつ名未定ではない場合は出力すること
10	na_nihonjin_kensakujoken	名_日本人_検索条件	住登外者の名の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※名_日本人を入力した場合は必須
11	shimei_gaikokujinromaji	氏名_外国人ローマ字	外国人住登外者の氏名（ローマ字）		N	100		・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・ローマ字表記での氏名を有する外国人住登外者は出力すること
12	shimei_gaikokujinromaji_kensakujoken	氏名_外国人ローマ字_検索条件	外国人住登外者の氏名（ローマ字）の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※氏名_外国人ローマ字を入力した場合は必須
13	shimei_gaikokujinkanji	氏名_外国人漢字	外国人住登外者の氏名（漢字）		N	100		・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・漢字表記での氏名を有する外国人住登外者は出力すること
14	shimei_gaikokujinkanji_kensakujoken	氏名_外国人漢字_検索条件	外国人住登外者の氏名（漢字）の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※氏名_外国人漢字を入力した場合は必須
15	shimei_furigana	氏名_振り仮名（フリガナ）	住登外者の氏名の振り仮名若しくはフリガナ		N	100		・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に空白を一文字入れる ・ローマ字表記での氏名のみを有している等でフリガナを保有していない外国人住登外者の場合以外は、出力すること ・カタカナにて出力すること
16	shimei_furigana_kensakujoken	氏名_振り仮名（フリガナ）_検索条件	住登外者の氏名の振り仮名若しくはフリガナの検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※氏名_振り仮名（フリガナ）を入力した場合は必須
17	uji_nihonjin_furigana	氏_日本人_振り仮名	日本人住登外者の氏（振り仮名）		N	50		・日本人住登外者の場合は出力すること ・カタカナにて出力すること
18	uji_nihonjin_furigana_kensakujoken	氏_日本人_振り仮名_検索条件	日本人住登外者の氏（振り仮名）の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※氏_日本人_振り仮名を入力した場合は必須
19	na_nihonjin_furigana	名_日本人_振り仮名	日本人住登外者の名（振り仮名）		N	50		・日本人住登外者の場合かつ名未定ではない場合は出力すること ・カタカナにて出力すること
20	na_nihonjin_furigana_kensakujoken	名_日本人_振り仮名_検索条件	日本人住登外者の名（振り仮名）の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※名_日本人_振り仮名を入力した場合は必須
21	tsusho	通称	外国人住登外者の通称		N	100		氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※１	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
22	tsusho_kensakujoken	通称_検索条件	外国人住登外者の通称の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※通称を入力した場合は必須
23	tsusho_furigana	通称_フリガナ	外国人住登外者の通称（フリガナ）		N	100		氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる
24	tsusho_furigana_kensakujoken	通称_フリガナ_検索条件	外国人住登外者の通称（フリガナ）の通称の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※通称_フリガナを入力した場合は必須
25	tsusho_furiganakakuninjokyo	通称_フリガナ確認状況	外国人住登外者の通称（フリガナ）について、本人確認有無を示すフラグ（0：無、1：有）		X	1		※※通称_フリガナを入力した場合は必須
26	seibetsu	性別	住登外者の性別を示すコード		X	1		
27	seinengappi	生年月日	住登外者の生年月日		DATE	10		不詳日を許容する（不詳の場合は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）に規定するとおり出力すること）
28	seinengappi_kensakujoken	生年月日_検索条件	住登外者の生年月日の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※生年月日を入力した場合は必須
29	seinengappi_fushofuragu	生年月日_不詳フラグ	生年月日が不詳の場合に、不詳であることを示すフラグ（0：不詳でない、1：不詳）		X	1		
30	seinengappi_fushohyoki	生年月日_不詳表記	生年月日が不詳である場合の不詳日表記		N	72		※※生年月日_不詳フラグが1の場合は必須
31	seinengappi_fushohyoki_kensakujoken	生年月日_不詳表記_検索条件	生年月日が不詳である場合の不詳日表記の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※生年月日_不詳表記を入力した場合は必須
32	jusho_shikuchosonkodo	住所_市区町村コード	住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別できるコード（指定都市においては区までを特定）		X	6		「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること
33	jusho_choazakodo	住所_町字コード	住所（町字）を一意に識別できるコード		X	7		・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること
34	shiteitoshi_gyoseikutokodo	指定都市_行政区等コード	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード		X	12		・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
35	jusho_todofuken	住所_都道府県	住登外者の住所における都道府県		N	4		
36	jusho_shikugunchosonmei	住所_市区郡町村名	住登外者の住所における市区郡町村名		N	12		
37	jusho_shikugunchosonmei_kensakujoken	住所_市区郡町村名_検索条件	住登外者の住所における市区郡町村名の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※住所_市区郡町村名を入力した場合は必須
38	jusho_choaza	住所_町字	住登外者の住所における町字（丁目を含む）		N	120		住所に町字が存在する場合は出力すること
39	jusho_choaza_kensakujoken	住所_町字_検索条件	住登外者の住所における町字（丁目を含む）の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※住所_町字を入力した場合は必須
40	jusho_banchigohyoki	住所_番地号表記	住登外者の住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。）		N	50		住所に番地号が存在する場合は出力すること
41	jusho_banchigohyoki_kensakujoken	住所_番地号表記_検索条件	住登外者の住所における番地号の日本語を含む表記の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※住所_番地号表記を入力した場合は必須
42	jusho_katagaki	住所_方書	住登外者の住所における方書		N	300		住所に方書が存在する場合は出力すること
43	jusho_katagaki_kensakujoken	住所_方書_検索条件	住登外者の住所における方書の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※住所_方書を入力した場合は必須
44	jusho_katagaki_furigana	住所_方書_フリガナ	住登外者の住所における方書（フリガナ）		N	300		
45	jusho_katagaki_furigana_kensakujoken	住所_方書_フリガナ_検索条件	住登外者の住所における方書（フリガナ）の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※住所_方書_フリガナを入力した場合は必須
46	jusho_yubinbango	住所_郵便番号	住登外者の住所における郵便番号		X	7		
47	jusho_yubinbango_kensakujoken	住所_郵便番号_検索条件	住登外者の住所における郵便番号の検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※住所_郵便番号を入力した場合は必須
48	jusho_kokumeikodo	住所_国名コード	国名コード		X	3		・各自治体にて入管指定コード又はJIS X0304をベースに任意に規定する ・JIS X0304で規定する場合はアルファベット3文字とする

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
49	jusho_kokumeito	住所_国名等	国名名称		N	100		※※住所_国名コードを入力した場合は必須
50	jusho_kokugaijusho	住所_国外住所	国外住所		N	300		
51	gyomuid	業務ID	住登外者宛名基本情報を登録、利用する業務のID		X	3		・デジタル庁によって定められた「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」にしたがって業務IDを設定すること ・対象のIDがない場合にはデフォルト値を設定すること。デフォルト値は「000」
52	dokujishisakushisutemutoid	独自施策システム等ID	住登外者宛名基本情報を登録、利用する独自施策システム等のID		X	3		・独自施策システム等IDを設定すること ・対象のIDがない場合にはデフォルト値を設定すること。デフォルト値は「000」
53	tagyomusanshofukafuragu	他業務参照不可フラグ	宛名基本情報を登録した基幹業務システム以外の基幹業務システムが参照可能かどうかを示すためのコード		X	1		・住基ネットから取得した宛名基本情報など、他の基幹業務システムが参照してはならない宛名基本情報である場合に登録する ・他業務参照不可フラグが1（不可）の場合、業務IDもしくは独自施策システム等IDが一致する場合のみ宛名基本情報を返却すること。
54	sosashaid	操作者ID	操作者を一意に識別するコード		X	10		

項番	パラメータ名	項目名	項目説明	必須※1	データ型	データ長 桁数	検索方法	備考
55	sosashaid_kensakujoken	操作者ID_検索条件	操作者IDの検索条件を指定する（0：完全一致、1：部分一致）		X	1		※※操作者IDを入力した場合は必須
56	sosanengappifrom	操作年月日FROM	操作を行った年月日		DATE	10	完全一致	
57	sosajikokufrom	操作時刻FROM	操作を行った時刻		TIME	8	完全一致	
58	sosanengappito	操作年月日TO	操作を行った年月日		DATE	10	完全一致	
59	sosajikokuto	操作時刻TO	操作を行った時刻		TIME	8	完全一致	
60	limit	取得数上限	取得する件数の上限を指定		9	-		対象の住登外者宛名基本情報が複数ある場合、候補となる住登外者宛名基本情報が返却されるため取得数上限を設定する。
61	offset	取得位置（開始）	一覧取得時の取得開始位置を指定		9	-		limitを設定する場合は、offsetも設定すること

別表第五付表第二（第二条関係）

留意事項

※1 【必須】　：「◎」・・・ パラメータまたはオブジェクトが必ず出現する。「」（空白）・・・パラメータまたはオブジェクトが出現しない場合がある。
※2 【null設定有無】　：【null設定有無】　：「○」・・・ 値にnullが設定される場合がある。「-」・・・値にnullは設定されない。
※※で始まる記載については、パラメーターが「条件付き必須」の場合の条件を記載

レスポンスID	app_submit/v10/jutogaishaatenakihonjohosyokai_S01
Content-Type	application/json;charset=UTF-8

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須※1	null設定有無※2	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
■正常系（HTTPステータスコード：200、JSON形式でのレスポンス）										
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化		-	
2	2	metadata	レスポンスメタデータ	レスポンスについてのメタデータを格納する	◎	-	構造化		-	
3	3	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N		100	
4	3	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N		10	"照会が完了しました。"固定値
5	3	counts	取得件数	取得件数	◎	-	9		4	検索結果が0件の場合は、0をセットする。
6	3	total	総対象件数	検索条件の対象となる総件数	◎	-	9		7	検索結果が0件の場合は、0をセットする。 指定した取得数上限以下の場合は、取得件数と同数となる
7	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化		-	
8	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化		-	
9	4	href	URL	URL	◎	-	X		200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
10	2	result	処理結果データ	処理結果のデータを格納する	◎	-	配列 構造化		-	
11	3	shikuchosonkodo	市区町村コード	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	◎	-	X		6	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
12	3	atenabango	宛名番号	・自治体内において、個人を一意に識別する番号 ・住登外者宛名番号管理機能においては「住登外者宛名番号」を管理する。	◎	-	X		15	
13	3	rirekibango	履歴番号	宛名番号ごとに履歴情報を管理する番号	◎	-	9		3	
14	3	saishinfuragu	最新フラグ	当該データが最新かどうかを現すフラグ（0：最新ではない、1：最新である）	◎	-	X		1	
15	3	kojinbango	個人番号	番号法に基づき、行政手続における特定の個人を識別するために各市区町村から住民に指定される番号		○	X		12	
16	3	shimei	氏名	住登外者の氏名		○	N		100	・日本人住登外者の場合は、氏と名の間に全角の空白を一文字入れる ・漢字氏名がある外国人住登外者の場合は、ローマ字氏名＋漢字氏名の形で記載し、間に全角の空白を一文字入れる ・外国人住登外者の場合は、氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる
17	3	uji_nihonjin	氏_日本人	日本人住登外者の氏		○	N		50	日本人住登外者の場合は出力すること
18	3	na_nihonjin	名_日本人	日本人住登外者の名		○	N		50	日本人住登外者の場合かつ名未定ではない場合は出力すること
19	3	shimei_gaikokujinromaji	氏名_外国人ローマ字	外国人住登外者の氏名（ローマ字）		○	N		100	・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・ローマ字表記での氏名を有する外国人住登外者は出力すること

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
20	3	shimei_gaikokujinkanji	氏名_外国人漢字	外国人住登外者の氏名（漢字）		○	N		100	・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・漢字表記での氏名を有する外国人住登外者は出力すること
21	3	shimei_furigana	氏名_振り仮名（フリガナ）	住登外者の氏名の振り仮名若しくはフリガナ		○	N		100	・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に空白を一文字入れる ・ローマ字表記での氏名のみを有している等でフリガナを保有していない外国人住登外者の場合以外は、出力すること ・カタカナにて出力すること
22	3	uji_nihonjin_furigana	氏_日本人_振り仮名	日本人住登外者の氏（振り仮名）		○	N		50	・日本人住登外者の場合は出力すること ・カタカナにて出力すること
23	3	na_nihonjin_furigana	名_日本人_振り仮名	日本人住登外者の名（振り仮名）		○	N		50	・日本人住登外者の場合かつ名未定ではない場合は出力すること ・カタカナにて出力すること
24	3	tsusho	通称	外国人住登外者の通称		○	N		100	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる
25	3	tsusho_furigana	通称_フリガナ	外国人住登外者の通称（フリガナ）		○	N		100	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる
26	3	tsusho_furiganakakuninjokyo	通称_フリガナ確認状況	外国人住登外者の通称（フリガナ）について、本人確認有無を示すフラグ（0：無、1：有）		○	X		1	※※通称_フリガナを入力した場合は必須

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
27	3	seibetsu	性別	住登外者の性別を示すコード		○	X		1	
28	3	seinengappi	生年月日	住登外者の生年月日		○	DATE		10	不詳日を許容する（不詳の場合は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第８号）に規定するとおり出力すること）
29	3	seinengappi_fushofuragu	生年月日_不詳フラグ	生年月日が不詳の場合に、不詳であることを示すフラグ（0：不詳でない、1：不詳）		○	X		1	
30	3	seinengappi_fushohyoki	生年月日_不詳表記	生年月日が不詳である場合の不詳日表記		○	N		72	※※生年月日_不詳フラグが1の場合は必須
31	3	jusho_shikuchosonkodo	住所_市区町村コード	住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別できるコード（指定都市においては区までを特定）		○	X		6	「全国地方公共団体コード」（総務省）に従って6桁のコード値を設定すること
32	3	jusho_choazakodo	住所_町字コード	住所（町字）を一意に識別できるコード		○	X		7	・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること
33	3	shiteitoshi_gyoseikutokodo	指定都市_行政区等コード	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード		○	X		12	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード
34	3	jusho_todofuken	住所_都道府県	住登外者の住所における都道府県		○	N		4	
35	3	jusho_shikugunchosonmei	住所_市区郡町村名	住登外者の住所における市区郡町村名		○	N		12	

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
36	3	jusho_choaza	住所_町字	住登外者の住所における町字（丁目を含む）		○	N		120	住所に町字が存在する場合は出力すること
37	3	jusho_banchigohyoki	住所_番地号表記	住登外者の住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。）		○	N		50	住所に番地号が存在する場合は出力すること
38	3	jusho_katagaki	住所_方書	住登外者の住所における方書		○	N		300	住所に方書が存在する場合は出力すること
39	3	jusho_katagaki_furigana	住所_方書_フリガナ	住登外者の住所における方書（フリガナ）		○	N		300	
40	3	jusho_yubinbango	住所_郵便番号	住登外者の住所における郵便番号		○	X		7	
41	3	jusho_kokumeikodo	住所_国名コード	国名コード		○	X		3	・各自治体にて入管指定コード又はJIS X0304をベースに任意に規定する ・JIS X0304で規定する場合はアルファベット3文字とする
42	3	jusho_kokumeito	住所_国名等	国名名称		○	N		100	※※住所_国名コードを入力した場合は必須
43	3	jusho_kokugaijusho	住所_国外住所	国外住所		○	N		300	
44	3	gyomuid	業務ID	住登外者宛名基本情報を登録、利用する業務のID	◎	○	配列 X	100	3	・デジタル庁によって定められた「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」にしたがって業務IDを設定すること ・対象のIDがない場合にはデフォルト値を設定すること。デフォルト値は「000」 ・並び順は昇順とすること
45	3	dokujishisakushisutemutoid	独自施策システム等ID	住登外者宛名基本情報を登録、利用する独自施策システム等のID		○	配列 X	100	3	・独自施策システム等IDを設定すること ・対象のIDがない場合にはデフォルト値を設定すること。デフォルト値は「000」 ・並び順は昇順とすること

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
46	3	nayosemotofuragu	名寄せ元フラグ	名寄せを実施した際に名寄せ元を判断するフラグ	◎	-	X		1	デフォルトは「0」
47	3	nayosesakiatenabango	名寄せ先宛名番号	・名寄せを実施した際に名寄せ先となる宛名番号が存在する場合、入力される番号 ・住登外者宛名番号管理機能においては「住登外者宛名番号」を管理する		○	X		15	※※名寄せ元フラグが1の場合は必須
48	3	tagyomusanshofukafuragu	他業務参照不可フラグ	宛名基本情報を登録した基幹業務システム以外の基幹業務システムが参照可能かどうかを示すためのコード	◎	-	X		1	・住基ネットから取得した宛名基本情報など、他の基幹業務システムが参照してはならない宛名基本情報である場合に登録する ・他業務参照不可フラグが1（不可）の場合、業務IDもしくは独自施策システム等IDが一致する場合のみ宛名基本情報を返却すること。
49	3	sakujofuragu	削除フラグ	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）	◎	-	X		1	
50	3	sosashaid	操作者ID	操作者を一意に識別するコード	◎	-	X		10	
51	3	sosanengappi	操作年月日	操作を行った年月日	◎	-	DATE		10	
52	3	sosajikoku	操作時刻	操作を行った時刻	◎	-	TIME		8	
53					◎	-	-		-	
■正常系エラー（HTTPステータスコード：400、JSON形式でのレスポンス）										
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化		-	
2	2	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N		100	
3	2	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N		11	"エラーが発生しました。"固定値

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
4	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化		-	
5	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化		-	
6	4	href	URL	URL	◎	-	X		200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
7	2	errors	エラーリスト	パラメータをチェックした結果のリスト	◎	-	配列 構造化		-	
8	3	code	エラーコード	エラーにつけられている番号	◎	-	X		5	エラーコード一覧のエラーコードが入る。
9	3	message	エラーメッセージ	エラーの内容	◎	-	X,N 混在		-	エラーコード一覧のエラーメッセージが入る。
10					◎	-	-		-	
■正常系エラー（HTTPステータスコード：401、JSON形式でのレスポンス）										
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化		-	
2	2	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N		100	
3	2	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N		14	"アクセストークンが無効です。"固定値
4	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化		-	
5	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化		-	
6	4	href	URL	URL	◎	-	X		200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
7					◎	-	-		-	
■異常系（HTTPステータスコード：503、JSON形式でのレスポンス(ただし、30秒以上タイムアウトエラー、サービスメンテナンス中は、原則HTTPステータスコード500番台のエラーが返却され、JSON形式では返却されない)										

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※１	null設定有無 ※２	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
1	1	レスポンスオブジェクト			◎	-	構造化		-	
2	2	title	タイトル	機能名称の日本語名	◎	-	N		100	
3	2	detail	処理結果メッセージ	処理結果の日本語名	◎	-	N		15	"想定外のエラーが発生しました。"固定値
4	2	_links	リンク情報宣言	リンク情報宣言	◎	-	構造化		-	
5	3	self	自身のリンク	自身のリンク	◎	-	構造化		-	

項番	レベル	レスポンスオブジェクト名 階層	項目名	項目説明	必須 ※1	null設定有無 ※2	データ型	繰り返し	データ長 桁数	備考
6	4	href	URL	URL	◎	-	X		200	実行したAPIのURL（APIコール名）が入る。
7					◎	-	-		-	

エラーコード一覧

項番	エラーコード	エラー名	エラー内容	備考
1	E0001	必須エラー	【項目名】が設定されていません。	必須のパラメータが設定されていない状態。
2	E0002	指定文字エラー	【項目名】は【指定文字】で設定してください。	パラメータの文字種に指定できない文字が使われている状態。
3	E0003	桁数エラー（固定項目）	【項目名】はX桁で設定してください。	パラメータの固定桁項目の桁数が誤っている状態。
4	E0004	相関チェックエラー	【項目名】が設定されている場合、【項目名】は設定必須です。	パラメータの項目設定が誤っている状態。

○デジタル庁
総務省告示第二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）附則第三条の規定に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件の標準を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（以下「命令」という。）附則第三条に規定する内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
北海道浦臼町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県東松島市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県寒河江市、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県猪苗代町、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、群馬県甘楽町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小川町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都武蔵村山市、神奈川県葉山町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県開成町、神奈川県湯河原町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県長泉町、静岡県清水町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県名張市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府河内長野市、大阪府羽曳野市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県加西市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、島根県益田市、島根県大田市、島根県美郷町、岡山県新見市、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、広島県尾道市、広島県府中市、広島県北広島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県阿武町、徳島県阿波市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県日高村、高知県大月町、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、熊本県荒尾市、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	令和８年デジタル庁・総務省告示第16号（以下「告示」という。）別表第１の029001(1)の項、029002(2)の項、029003(3)の項及び029003(7)の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道札幌市、北海道函館市、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道福島町、北海道知内町、北海道木古内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、青森県青森市、青森県弘前市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県三沢市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県平川市、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県東北町、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県五戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県利府町、宮城県七ヶ宿町、宮城県大郷町、宮城県大衡町、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県寒河江市、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県猪苗代町、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、群馬県甘楽町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小川町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都武蔵村山市、神奈川県葉山町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県開成町、神奈川県湯河原町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県長泉町、静岡県清水町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県名張市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府河内長野市、大阪府羽曳野市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県加西市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、島根県益田市、島根県大田市、島根県美郷町、岡山県新見市、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、広島県尾道市、広島県府中市、広島県北広島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県阿武町、徳島県阿波市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県日高村、高知県大月町、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、熊本県荒尾市、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第２の030000(1)の項、030000(3)の項、030000(4)の項、030000(5)の項、030000(6)の項、030000(8)の項及び030000(11)の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県五所川原市、宮城県塩竈市、山形県米沢市、埼玉県所沢市、千葉県香澄市、東京都品川区、東京都大島町、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、愛知県豊橋市、愛知県西尾市、愛知県刈谷市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県西尾市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県亀山市、三重県いなべ市、大阪府堺市、大阪府東大阪市、兵庫県伊丹市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、奈良県橿原市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県早島町、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、山口県上関町、徳島県徳島市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、宮崎県宮崎市	告示別表第４の032000(1)の項、032000(8)の項及び032002(1)の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県大郷町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県上野村、群馬県神流町、群馬県下仁田町、群馬県甘楽町、群馬県中之条町、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県本庄市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都港区、福井県越前市、福井県南越前町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、愛知県一宮市、滋賀県大津市、大阪府河南町、兵庫県佐用町、兵庫県たつの市、奈良県東吉野村、岡山県西粟倉村、広島県安芸太田町、広島県府中町、広島県神石高原町、山口県上関町、徳島県徳島市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、宮崎県宮崎市	告示別表第４の032000(1)の項、032000(8)の項及び032002(1)の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留萌市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道福島町、北海道知内町、北海道木古内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県大郷町、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県寒河江市、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県猪苗代町、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、群馬県甘楽町、群馬県中之条町、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県本庄市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都港区、福井県越前市、福井県南越前町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、愛知県一宮市、滋賀県大津市、大阪府河南町、兵庫県佐用町、兵庫県たつの市、奈良県東吉野村、岡山県西粟倉村、広島県安芸太田町、広島県府中町、広島県神石高原町、山口県上関町、徳島県徳島市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、宮崎県宮崎市	告示別表第４の032000(1)の項、032000(8)の項及び032002(1)の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

地方公共団体	機能要件の標準
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道弟子屈町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、秋田県潟上市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県河北町、山形県舟形町、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県田村市、福島県本宮市、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県平田村、福島県小野町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県加西市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県阿波市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第５の0340002の項、0340005の項、0340006の項、0340010の項、0340012の項、0340013の項、0340016の項、0340017の項、0340018の項及び0340027の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
東京都大島町	告示別表第６の0360002の項、0360026の項、0360030の項、0360031の項、0360032の項、0360033の項、0360034の項、0360036の項、0360040の項、0360041の項、0360045の項、0360107の項、0360114の項、0360130の項、0360177の項、0360200の項、0360230の項、0360231の項、0360247の項、0360248の項、0360259の項、0360272の項、0360278の項、0360279の項、0360284の項、0360289の項、0360305の項、0360317の項、0360340の項、0360352の項、0360357の項、0360375の項、0360377の項、0360405の項、0360406の項、0360433の項、0360442の項、0360451の項及び0360453の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県柚ケ浦市、千葉県臼瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、熊本県玉東町	告示別表第６の0360083の項、0360085の項、0360104の項、0360105の項、0360106の項、0360107の項、0360112の項、0360127の項、0360155の項、0360156の項、0360177の項、0360179の項、0360187の項、0360190の項、0360202の項、0360204の項、0360209の項、0360213の項、0360214の項、0360215の項、0360222の項、0360223の項、0360227の項、0360228の項、0360235の項、0360248の項、0360249の項、0360251の項、0360265の項、0360267の項、0360277の項、0360285の項、0360292の項、0360293の項、0360294の項、0360295の項、0360296の項、0360301の項、0360305の項、0360306の項、0360312の項、0360317の項、0360327の項、0360331の項、0360334の項、0360389の項、0360396の項、0360402の項、0360411の項、0360413の項、0360438の項、0360439の項、0360443の項、0360452の項及び0360454の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第６の0360018の項、0360079の項、0360100の項、0360106の項、0360114の項、0360117の項、0360122の項、0360123の項、0360124の項、0360126の項、0360128の項、0360130の項、0360139の項、0360143の項、0360147の項、0360172の項、0360176の項、0360199の項、0360200の項、0360201の項、0360222の項、0360223の項、0360252の項、0360259の項、0360300の項、0360301の項、0360302の項、0360304の項、0360312の項、0360327の項、0360333の項、0360345の項、0360347の項、0360348の項、0360349の項、0360380の項、0360406の項、0360437の項及び0360443の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

地方公共団体	機能要件の標準
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県檮原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第６の0360018の項、0360079の項、0360100の項、0360106の項、0360114の項、0360117の項、0360122の項、0360123の項、0360124の項、0360126の項、0360128の項、0360130の項、0360139の項、0360143の項、0360147の項、0360172の項、0360176の項、0360199の項、0360200の項、0360201の項、0360222の項、0360223の項、0360252の項、0360259の項、0360300の項、0360301の項、0360302の項、0360304の項、0360312の項、0360327の項、0360333の項、0360345の項、0360347の項、0360348の項、0360349の項、0360380の項、0360406の項、0360437の項及び0360443の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
福島県福島市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第６の0360063の項、0360110の項及び0360249の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
茨城県水戸市、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県吉岡町、群馬県上野村、群馬県神流町、群馬県南牧村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、埼玉県熊谷市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県深谷市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県桶川市、埼玉県寄居町、東京都新宿区、東京都墨田区、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都東大和市、東京都羽村市、東京都あきる野市	告示別表第６の0360425の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県気仙沼市、千葉県市原市、千葉県君津市、長崎県長崎市、沖縄県宮古島市	告示別表第７の0370090の項、0370124の項、0370170の項、0370173の項、0370195の項、0370196の項、0370197の項、0370198の項、0370199の項、0370200の項、0370201の項、0370202の項、0370230の項、0370231の項、0370245の項及び0370252の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、東京都品川区、長野県長野市、長野県松本市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県黒滝村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市	告示別表第７の0370196の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県柚ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第７の0370075の項、0370083の項、0370111の項、0370144の項、0370157の項、0370168の項、0370171の項、0370182の項、0370183の項、0370197の項、0370198の項、0370217の項、0370230の項及び0370247の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
福島県福島市、神奈川県藤沢市	告示別表第７の0370049の項、0370111の項、0370169の項、0370182の項、0370189の項、0370217の項、0370218の項及び0370226の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

二　命令附則第三条の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一、別表第二、別表第四、別表第五、別表第六及び別表第七の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）附則第四条の規定に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道豊浦町、北海道音更町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、岩手県岩手町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県南相馬市、福島県会津美里町、福島県新地町、埼玉県川越市、埼玉県草加市、埼玉県蕨市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県富里市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県多古町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都世田谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都八王子市、東京都昭島市、東京都町田市、東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、静岡県森町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県津島市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県知立市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県東浦町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県亀山市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府綾部市、京都府宇治市、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府田尻町、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県福崎町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、奈良県生駒市、和歌山県和歌山市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県日田市、大分県津久見市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県国東市、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和9年4月1日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道訓子府町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県平内町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県南部町、岩手県金ケ崎町、宮城県岩沼市、福島県古殿町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県川口市、埼玉県越谷市、東京都台東区、東京都稲城市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県逗子市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県砺波市、石川県加賀市、岐阜県養老町、静岡県、愛知県刈谷市、愛知県大府市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県美浜町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、三重県津市、三重県朝日町、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、大阪府泉佐野市、大阪府和泉市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県平群町、奈良県斑鳩町、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県王寺町、奈良県吉野町、和歌山県橋本市、和歌山県那智勝浦町、島根県雲南市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、大分県中津市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県姫島村、大分県日出町	令和10年4月1日
千葉県千葉市、千葉県船橋市、神奈川県川崎市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、兵庫県赤穂市、岡山県岡山市、福岡県北九州市	令和11年4月1日
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県東松島市、福島県郡山市、福島県伊達市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、神奈川県秦野市、鳥取県倉吉市、広島県広島市、広島県東広島市、広島県府中町、熊本県熊本市、大分県別府市	令和12年4月1日
宮城県、宮城県村田町、宮城県山元町、福島県須賀川市、千葉県浦安市、東京都中野区、東京都荒川区、東京都葛飾区、神奈川県座間市、静岡県沼津市、京都府京都市、大阪府大東市、兵庫県西宮市、兵庫県豊岡市、和歌山県北山村、鳥取県鳥取市、山口県山口市、福岡県みやこ町、福岡県築上町、宮崎県高千穂町、宮崎県五ヶ瀬町	令和13年4月1日

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。